

○議事日程 (平成二十六年六月二十七日第二日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 松永民夫

一 番 岩永義仁

二 番 長澤龍夫

三 番 大橋三男

四 番 三田正敏

五 番 吉田太郎

六 番 早崎百合子

七 番 野村永一

八 番 田中敏弘

九 番 松永民夫

十 番 皆川雅子

十一番 中村辰夫

十二番 岩瀬進

十三番 水谷久美子

○欠席議員

なし

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋 孝

副町長	西脇正博
兼 教育委員長	並河清次
兼 教育委員会事務局長	問山孝通
総務部長	田中信行
総務部総務課長	田中隆
総務部	田中隆
企画政策課長	渡邊章博
総務部税務課長	日比重喜
住民福祉部長	森昭人
住民福祉部	野村博治
住民福祉課長	佐藤昌子
住民福祉課長	柏渕裕昭
生活環境課長	川地豊己
産業建設部長	山中秀樹
産業建設部	伊藤博文
産業建設課長	高木久之
産業建設課長	加藤敏博
水道建設課長	松岡弘泰
水道建設課長	
会計管理者兼	
会計課長	
教育委員会	
教育総務課長	

教育委員会 久保寺 利明
生涯学習課長
教育委員会 伊藤 公一
スポーツ振興課長
消防 堀田 明男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長 西脇 和信
議会議務局書記 稲川 諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) おはようございます。

平成二十六年第二回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも御一緒にお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員の出席であります。

なお、執行部におかれましては、葬儀のため、午前中、西脇副町長より出席できないとの旨の報告を受けております。また、佐藤住民権課長にかわって森課長補佐に出席をしていただいております。

ただいまから平成二十六年第二回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十七条の規定により、二番 長澤龍夫君、三番 大橋三男君を指名します。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、十二番 岩瀬進君。

○十二番(岩瀬 進君) それでは、ただいま議長の発言の許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

通告のとおり、町長の政治姿勢について、それから二つ目につきましては財政状況の現状は、支出の改革案は今どういう形で取り組まれておるのか、この二つの点についてお尋ねをいたします。町長の政治姿勢につきましては、町長も、三年六カ月前に新しく町長になられ、そのときに町長が一番初めにこうした形のマニフェストをつくられ、そういう中で課題に取り向かっていくというような形でのお訴えが見事成功され、町長に当選されました。それから今日まで三年六カ月間、いろんな課題に対して対応しておっていただきますが、四つに分けていろいろな形の反省点・問題点、そういう中で今どう考えておるのかを聞きたいと存じます。

一つ、町民と行政の協働のまちづくりという政策を掲げて、各事業、政策を進めてきました。達成されたのはどういうことがあるのか、反省点は何であったのか。町民が一番、人、夢、町をつくるというマニフェストを掲げられて事業・施策をやつてこられました。役場の機構を町民に簡潔でわかりやすくという形で、資料がございしますが、役場の行政組織の改革、またそうした形の行政課題に対します確かつ効果的な対応が必要ということから、いろんな角度からの見直しを進めておられます。新しい意識改革への思い、新しい方向性を見出したいという一つのものを町民の皆さん方にもお訴えをされてきたと存じますが、地域住民参画でのまちづくり審議会も開催をしたということがございしますが、こうした問題点はどういうことがあるのか、今どこまで進んでおるのか、反省点は何かについてお尋ねをしたいと思います。

二つ目は、三月のときにもお伺いをいたしました、インフラ整備事業はどれだけ達成し、方向性を導けたか、いろんなことをお聞きしたいと存じます。

インフラ整備事業というものにつきましては、御承知のように道路、今の話で山の災害から守るための一つの事業、それから道路づくりであろうと存じます。また、いろんな河川改修、そうしたもののへの取り組みは、五年、十年、十五年、二十年の計画が要るわけでございますが、今日まで町長も努力されておりますけれども、新しく今取り組まれておりますことが完成へと進められておると存じますが、その点についての事業進捗をお聞きしたいと存じます。

特に東海環状自動車道は、もはや養老インターまでの建設に對しましては、現場のくい打ち作業も急ピッチで進んでおり、私どもが目指しておりますような千三百年に対します、そこまでは

十二分に完成ができるといふ一つのものの現状が見えるわけです。

いま一つは、私どもの養老町は四十年前から高速道路は通っておるわけですが、インターがないということは、本当に私も寂しい思いで今日まで来ました。ここにおいでの方皆さん方も、どのインターをおりていくと一番近いんですかというお言葉を多くの方から聞かれたと存じますが、四十年前から高速道路がありながら、一つのインターもつくつてないというおくれが今日あると存じます。幸いにして、養老サーブエリアの中のミニインターの建設に今年度から着手するというような形の振興を図っております。ありがたいことですが、そういう中の進行状況、道路の建設、またそうした日吉地区の皆さんとの協力体制の現状、またそれに接続いたします二百五十八号線からの取りつけ、また養老公園線、南濃・関ヶ原線、また大垣・養老公園線のような岐阜県への道路整備の要望がどういう形で進められておるのか、その点についても、現状を進めていただくことについて、どうぞひとつお答えをいただきたいと存じます。

三つ目、歴史ある地名「養老」、私どもはこの元号改元から千三百年という大きな歴史がある、深く、誇れるまちづくりを今現実に進めておるわけでございます。この中で町長は新生養老まちづくり構想というのを進めておっていただきますが、この点についてもなかなか進展が難しく、また千三百年というのは一つの形で通り抜ける年数のものがございますが、いかにこうした節目を私ども養老町民全員がこぞって、私どもがこうした名称に對しまして本当にすばらしいものであるということを誇りにしていきたいと、そうしたもののへの進捗状況をお聞きしたいと存じます。

今年度は合併から六十年たちました。今日まで事業が完成した

こと、なかなか前進が進まないものもあると存じます。こうした経常的行政施策と福祉施策はずうっと進んでまいりましたが、そういう中への行政改革の補助金の内容の見直しの施策も、これは人口密度の変化から生まれてきております。特にこういう中で、住民に提案しております地域自治町民会議の理解を得て進めたいということですが、現状の区長さんの中でも厳しい見方をされております。この点については、町長の六十年を経過した今日、どういう形のものをおなかの中に持つておられるか。

三つについて、一応私も今日までの六十年という中の政策をしました。ここで町会議員の皆様方もお見えでございますが、せめて歴史の中の六十年を振り返っていただきたいと存じます。

面積は七十二・一四平方キロメートルで、これは変わりございませんが、人口の推移ですが、一応養老町から発表されておりますものは、昭和二十九年十一月三日合併いたしましたときには、人口二万八千六百八十五人、世帯数が五千八百六十四世帯、現在平成二十六年四月三十日の広報によります人口は三万一千三百二人、世帯数が一万二百七十八世帯と、こういう形で報告されております。

この世帯数、人口、そう変わりないということでございますが、私もびつくりしておるわけですが、合併いたしました十町、高田町から始まりまして全ての町、日吉村、室原村までを含めまして、その人口密度の変化、それから人口の動き、世帯数の動き、恐ろしく変化しております。そういう中で、今日、合併当初よりも倍の世帯があるわけです。五百八十六余から一万二百七十までふえております。こうした養老町の変化を、ここにみんな並んでおりますのは行政職ですので、こうしたものは十二分に把握しておると存じますが、そうした声をいかに取り上げていっていただけ

るのか。

特にことしも田植えが終わりましたが、住民の悲壮な声が聞こえてまいります。特に養老町の東部のほうの住民の声では、なぜ私どもの土地、農地でございますが、それが道路基盤の整備、排水の整備ができていないのか。なぜこれをもっと進めることができないのかという悲壮な声でございます。私も河北地域、また養老、高田、広幡も一部ございますけれども、そうしたところについては用排水路の整備がされ、また道路整備がされておりますけれども、ここで私どもの昔の土地改良区は、道路づくりの下幅が二メートル七十でございます。それからここに盛り土をしますと、上の天端幅は二メートル弱しかございません。そこへ大きなトラクターが通れるかというような悲壮な声でございます。

農業で努力している住民からは、排水路の整備、道路拡張の基盤整備事業、これには養老町土地改良区とも合併した、こういった施策を進めることが一つでありますという声が聞こえており、それには町長もいろんな提案をされ、特にこうしたものについては、土地改良区の合併に対する審議会も進めておられると存じます。

私は隣近所、大垣市、輪之内、安八、海津市、これら基盤整備事業体制として土地改良区を一つにし、行政の中で都市計画建設事業、これは建設課、農林課、全てが組み込まれた会議ができておる、これが土地利用開発計画が進んでおるところでございます。養老町は、残念ながら平成八年のときに養老町の東部の延長整備事業が中止となったわけでございます。残念でなりません、このやり方のおくれが現状に出てくるということ、どういう形でこれから進められていくか、お聞かせをいただきたいと存じます。しかし、一番僕が大事にしておりますのは、養老町の排水事業

体制、これだけは町長もしっかりと勉強されていると存じますが、三地形、三ブロック単位での排水系対応が基本でございますので、これをうっかりなぶることはできません。それから議員諸氏もこうした地形だけは十二分に覚えておいていただきたいと存じます。私の資料からは、河北地域は橋爪地先ですが、象鼻山の杣とは海拔二十一・一メートルであります。しかし、江月地先、このブロックをずうっと通ってまいります。その輪中河川の排水体制は三メートル三でございます。ここへ一つの排水体制として、泥川水系から杭瀬川、牧田川の右岸堤で牧田川をとめる小畑川水系、色目川水系への河川輪中堤防排水体制が地形上必要でございます。これは、今日も排水機体制を整えてきておりますが、こういうものを含めた中で行政の疑点をお願いしたいと存じます。

二つ目、中部地域は、沢田地先においては海拔三十六・四メートルでございます。それがずうっとくだりまして、牧田川の右岸堤、また石畑川、金草川水系をずうっと下がりまして烏江地先では海拔三・五メートルでございます。それは一つの形として、沢田から柏尾の北谷までの水は、全て多芸東部のほうの輪中に落とすはならないと。これが現在もできております、押越の地先から金草川に落としておりますその堤防の地形、これだけは崩すわけにはいきません。

いま一つ、東部地域は、飯ノ木地先は海拔三・五、栗笠地先では二・四、小坪地先では〇・八でございます。この東部地域におきましても、一つ西に見ましても津屋川の左岸堤の水系、五三川水系、それから牧田川の右岸堤水系、揖斐川右岸堤水系、これは絶対に一つの基準として考えを崩すわけにはいきません。こうしたものを踏まえながら、どういう形で土地改良の統合合併に對して提案されているのか、この点もお聞きをしたいと思います。

いま一つ、私どもの地域には、同和対策事業特別措置法が平成八年、時限立法としてなくなりました。予算への特別配慮もなくなりまして。現在は一般財源、一般の自治法の扱いで進めておるところでございます。この同和対策事業は時限立法として、私の調査では昭和四十四年だったと存じますが、設立をされ、養老町でも道路の整備事業、住宅建設事業、持ち家促進事業、環境整備事業、簡易水道を含みます。教育、生涯教育、生活全般にわたった目的事業が進められてまいりました。時限立法は五年でございますので、五回の改正をして、こうしたものに完成ができたと思じます。

しかし、現在、一部の住民の償還未納、住宅新築資金等借り入れの返還の問題、また利用料の一部未納、使用料の一部未納が一部の人からございます。これにつく償還未納、こうしたものに対してどういう形でこれから進められようとおるのか。今年度は一つの手法としてそうした形を取り入れていくということでございますが、今、全ての町民が厳しい財政事情のことでございます。これは滞納整理とは異にするものでございますので、そうした実行を望みます。

これからいろんな形でございますが、町政に對しましてもいろんな形のものがございますが、その点についての町長の現在の姿勢をお願いしたいと存じます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩瀬議員の質問にお答えをさせていただきます。

全体として、私が町政を担当させていただいたこの三年六カ月の方策に對する進捗状況、反省等の御質問だろうというふうにご考えております。通告書に基づいて、順次お答えをさせていただきます。

たいと思います。

まず最初に、町民との協働のまちづくり、こういったものが達成されたのか。また、完全に達成されていなければ、その反省点は何かということだろうと思います。

町民と行政との協働のまちづくりは、これまで行政のみが提供してきました公共サービスを、区、自治会、町民、NPOなどの地域を支えるさまざまな主体にもその役割を担っていただくという新しい公共の考え方に基づいております。今まで以上に地域の住民の力を引き出し、町民のニーズに即したまちづくりを進めていこうとするものでございます。そして、この新しい公共の考え方に基づくまちづくりを進めていく地域の基盤として、現在、地域自治町民会議の設立を提案させていただいております。

そもそもこの協働とは、手段であって結果ではございません。また、つくるものでも事業でもございません。協働という手法を通して町の事業に取り組んでいこうとするものでございますので、終わりというものはございません。本町においても、一部の公共施設の管理運営に指定管理者制度を導入しております。行政だけでなく、町民や企業などの民間が公共サービスの担い手となっているわけでございますけれども、こうしたことも協働のまちづくりの一端ではございます。

まだまだ協働に関しては十分理解をされていない部分も多く、今後、より一層理解を求め、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それから二番目がインフラ整備ということで、東海環状、それからサーブリエリアへのインターの進捗状況でございますが、インフラ整備事業の達成及び方向性というものは、東海環状自動車道の養老ジャンクション―養老インターチェンジ間の三・三キロ

について、国土交通省中部地方整備局は、本年五月に二〇一七年度内の開通見通しを発表されております。（仮称）養老スマートインターチェンジ事業については、アクセス道路の整備も含めて二〇一五年十二月の供用開始に向け、NEXCO中日本と町とで整備を進めております。また、これに伴うアクセス道路として橋爪大橋、仮称ではございますけれども、現在、調査測量が県から発注されており、今後、県事業としての事業採択がなされるものと思われまます。

また、主要県道の整備状況につきましては、三月の第一回養老町議会定例会の一般質問でお答えしております。この中で、特に進捗が見られない大垣・養老公園バイパスの整備につきましては、早期に事業が完成するよう努力をしております。

三番目の、新生養老まちづくり構想についての進捗状況でございますけれども、養老町では二〇一七年、平成二十九年に養老改元一三〇〇年という記念すべき年を迎えるわけでございますけれども、そこで町では、この改元一三〇〇年という節目を養老町がさらに発展、飛躍する契機と捉え、ふるさとの貴重な歴史や文化、自然などの地域資源を有効に活用して、百年後を見据えた新しい夢あるまちづくり、養老改元一三〇〇年プロジェクトを進めるために、昨年三月、このプロジェクトの基本的な方向性や実施すべき取り組みなどについて取りまとめをいたしました新生養老まちづくり構想を、県・町議会議員を初め多くの町民の皆さんや関係者とともに策定をしたところでございます。

本構想では、養老町のシンボルである養老公園を含む養老山麓とその周辺一帯を養老の郷と称し、豊かな自然環境や歴史文化等を残しつつ再整備をし、地域の魅力や回遊性の向上を図るとともに、観光交流の促進や地域資源を活用した町民の健康づくり、大

都市部からの移住・定住促進へとつなげていくことを目的とした里づくりを町民、事業者、行政等との協働で進めていくものでございます。

また、二〇一七年の養老改元一三〇〇年祭に向けた取り組みの推進や親孝行の心を育むまちづくりを進めるほか、町内外に対する養老の魅力発信の強化に努めていくというものでございます。

しかしながら、現在はまだ事業開始の初期段階ということで、構想が具体的に目に見えて実現したというような事業は少なく、検討や計画段階の事業が多いのが現状でございます。このため、今後は二〇一七年に向けた新しいまちづくりの具現化を目指し、町民と行政との協働により、本町の地域活性化や交流人口の拡大につながる各種施策・事業に積極的に取り組んでまいります。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

また、町制六十周年ということで、議員提案の中では、六十一年がたつて、現在に至った先人の本当に目覚ましい活躍のもとに、現在このようにすばらしい養老町に発展してきたというふうに考えております。六十年がたったところで、先ほど議員のおっしゃられたように水系が変わっているわけではないということで、やはり地形を熟知したまちづくりというものを忘れてはならないというふうな御提言だろうと私も考えております。

昔の遊水地等のところを開発することによって、昨今の豪雨に耐えられない水没をするような地域が出てきておるということだろうと思えます。

当時の世帯よりも倍ほどの世帯になったということでございませうけれども、この点については、いかに核家族化が進んできたかということだろうというふうに思います。人口比率と、それから世帯数の比率を見ますと、そういったことが見てとれるというこ

とで、それに伴って住民の方々の意識も変化をしてきているというところでございます。

そんな中で、この養老町のまちづくりをいかに進めるかというふうな、その一端として土地改良等の問題等が上がってくるわけでございますけれども、やはり過去のパイロット事業の中止というものが町の発展を大きく阻害しているということは否めないというふうに考えているところでございます。現在は、その一本化等に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

また、この再編成というものも、議員も御存じだと思いますけれども、中間管理機構というような機構の中で幾分かの改善ができるということでございますので、その点も検討と、よく話し合いながら、水系を重視したまちづくりを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、一部補助金の話も出たように思います。昨今の厳しい財政の中で、先日も日本創成会議における若い人口の流出、それから人口減というものに対する提案がなされたわけでございませうけれども、私もこれには大変大きなショックを受けましたし、また最重要課題として取り組んでいく必要があるかというふうな思っております。

この補助金の見直しということでございますけれども、補助金のカット、カットとよく言われるわけでございますが、私どもが行いました補助金の見直しというのはあくまで見直しでございます。今まで助成金のような形で出していたものを、きちんと事業化をした団体等についての事業補助という形に変えたということでございます。また、人口が減れば収入も減るわけでございませうけれども、やはり出るものを抑える、それも一つの方向性だろうということで、この補助金のあり方については、さまざまな御意見も頂戴を

いたしました。その後、補助金見直しのガイドブック等を作成いたしました。各課から丁寧な御説明を申し上げ、おおむね了解を得ているというふうにも考えております。

また、そういった中で、各地域の人的なつながりというものが希薄になってきているということで、やはり自治町民会議というような一つの新しい自治組織をつくることによって、昔の六十年前のような人と人とのつながりの深い町をつくっていかうというのが、この地域自治町民会議の趣旨でございます。

先般、地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例というものも制定をさせていただいて、現在は各区の区長様を中心にお願いしているところでございますが、地域によってはまだまだ温度差があるように感じております。この地域自治町民会議は、今後、協働のまちづくりを進める上での重要な基盤でございますので、協働という概念と地域自治町民会議の必要性を今後も広く広報等でお知らせし、住民の皆様方の御理解を求めていきたいというふうにご考えております。

それから、最後に町政に対する考え方、抱負ということでございます。私、平成二十二年十二月、町長に就任以来、町民の皆様のご幸せと永続する町の発展のために、町長職に全力を傾注してまいりました。この間、第五次総合計画の策定や町行政経営改革プランに基づく行政改革を進めるとともに、養老町を個性的で価値ある地域社会として実現すべく、町民主導、公平・公正を信条に、住民福祉の向上に努めてまいりました。

中でも、高齢者や障害者にも優しく思いやりがあり、誰もが住みやすいほほ笑みのあるまちづくりにするために、「歩いて動けるまちづくり」をキーワードに、オンデマンドバスを導入いたしました。しかし、まだまだこのオンデマンドバスには進化する余

地がございます。今後も、公共交通機関の中心となるような交通機関にしていきたいと考えております。

また、景気対策の一環として、町商工会が行う地域商品券の発行を支援するとともに、個人向けの住宅を対象とした住宅リフォーム助成も実施いたしました。さらに安全・安心の分野では、消防指令棟の整備や池辺地区での防災拠点の整備を進めるほか、小・中学校の耐震化も推進しており、今年度に行う東部中学校と高田中学校の耐震補強工事によりまして、耐震化率は一〇%となる予定でございます。また、スポーツプラザ養老の屋内温水プールもリニューアルをいたしました。

こうした住民サービスを進めるとともに、三年後に迫ってまいりました養老改元一三〇〇年を本町がさらに発展・飛躍する契機と捉えて、現在、百年後を見据えた新しい夢あるまちづくり、養老改元一三〇〇年プロジェクトを推進しております。また、地域においては、協働のまちづくりを進めるべく、その基盤となる地域自治町民会議という新しい地域自治組織の創設にも取り組んでおるところでございます。

今後も、養老改元一三〇〇年プロジェクトを初め、東海環状自動車道の養老インターチェンジの供用開始や、名神高速道路における養老サービシアのスマートインターチェンジの設置などの基盤整備を進め、新しいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔十二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） ただいま町長の政治姿勢についてはお伺いをいたしました。特にいろんな形での取り組み、また一三〇〇年祭という節目の中でのこれからの百年先を見詰めた、そうした

ものも進めていきたいと。そうした計画がまだまだ理解されていないというところの反省点もございました。

また、私も提案をいたしておりますように、資料で随分調べてまいりました。本当に私どもの町も、どこもかも一緒にございませぬけれども、人口対策として、先ほど町長もちよつと述べられましたけれども、一つの方向性として、七十歳以上というところとあれでございませぬけど、ことしの一月二十一日に人口ピラミッドというのをつくってあるわけです。七千二百九十二人というような形でございます。二三・四二%の人が現在お見えでございます。それが六十五歳、五年を経過しますとどれだけになるかということでございますけれども、高齢者の人口は八千五百五十一人、二七・一八%になるといふ、一つのこれは現実でございます。働く人が一万九千九百三十九人、六三・三%、十八歳以下の人が四千二百二十一人、一三・四〇%、こうした資料がここに並んでおつてくれます。行政職がこれからどうやって進めていくべきかということの資料だと存じます。

こうした中で、私ども議員といたしまして、どういふものを提案されていくのか、これが大事なことでございます。

ここにも現在の職員の配置図をいただきました。二百七十三人が、どこにどれだけの人が配置されておるのか一覧表としてあるわけでございますが、これはこれとして、私は今の現状をきちんとやり抜くということであろうと存じます。ただいま説明をいただきました。

いま一つ、ここに補助金の予算額総調べというのを、これは議員の皆さん方の手元に渡っていると存じますが、二十五年度、二十六年度にどういふ形でいくということ、全て資料が行つておるわけでございます。今、町長が言われましたように、全てカッ

トということじゃなくして見直していくと。今日の現在の状態を見直していくと、この姿勢については、私は大切であろうと存じます。どうぞひとつ、こうしたことについては、ぜひとも私は進めていただきたい、これは私の願いでございます。

いま一つ、いろんな角度から御説明をいただきました中で御返事をいただきましたが、一つの形として、先ほどもいろんな形を私は御提案申し上げましたが、私どもの地域の中で達成できましたということをお報告いただきました。

今日まで、養老町では耐震化、避難場所と書いてある学校の施設事業、二十六あるということをお本場に長い年月できたわけですが、ことしで二十六施設全てが耐震化を完成すると。これに恐ろしいほどの費用が要つたということも、私は協議委員としても理解をしないといけません。こうしたことに取り組んでこられた施策に対しては、本当にありがたいと存じます。

それから私、再度質問でございますが、ただいまございましたように、養老町の一つのこうした形の区長制度の中の聞き方をしてみたいと存じます。古くからの区長制度もでございます。今、区域割りを少しづつ変えられましたが、百三十二は同じでございます。

これも合併したときと同じ組織体系でございます。先ほど水利関係のこともしましたが、区長さんは区長さんでそのいった地域の課題に対して、全身を持って進めておられますので、これを含めた中の研究会のテーマにこれからどういふ形で取り組まれていくのか、これも一つ新しく求めていきたいし、御返事もいただきたいと存じます。

いま一つ、先ほどもございましたように、広域消防施設の新設も、現在、地方自治法の改正で広域消防が義務づけられてまいりました。養老町も新しい消防施設も建設中でございますし、今年

度、新しい消防施設の中には、そうした形の無線から全てのものが整うというところでございます。これも町民を導く、安全・安心なまちづくりへの取り組みを始めておる、この点については、いま一度町長さんの決意を聞きたいと存じます。

また、これだけは皆さん方にもお伝えをいたしておきたいと存じますが、養老町にあります河川水質でございですが、平成五年、新聞報道では、全国で五番目に悪いという水質でございまして、う報道がなされたこと、これは新しい議員の方はわかりませんが、そういう報道がされました。私が提案をいたしましたのは、牧田川へ通じます支川、そうした形の河川改修で、河川の地点で水質検査の実施を求めました。これは報道によりますと、十年間で汚染水は一メートルの土壌を汚すということでございます。

先祖から大事にしてまいりました水が汚れてなるものかということ、町民総出の水を大切にすることを訴えました。そのときに家庭汚水をなくす、下水道の建設促進を図らないかんとということと同時に、岐阜県でも養老町が先陣を切りまして、十四の一つの牧田川へ出ております支川、牧田川ばかりではございませんが、その年四回の水質検査を実施しておりますことを、これを私は御報告しておきたいと存じます。こうしたことによりまして、現在、養老町の牧田川の水は非常に改善されてきております。水に対する意識が芽生えた、私は誇れるまちづくりであろうと存じます。

以上の形で、町長は、今お伺いをいたしました人口施策に対しまして、いま一度、そうした形のものへの公民館、いろんな形がございませけれども、その点だけの御報告を求めたいと存じます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 住民の安心・安全という意味においての施

設の安全性というものは、今後も取り組んでいく必要があるかどうかというふうに考えております。また、この地域においては、やはり水に対する強い思い、水害に対しての強い思いがございまして。そういう意味で、池辺での防災拠点の新設等を強く国に要望をして、またそれが実現されるということでございますし、また東海環状と、それから津屋川の併設地点に三十メートル、八百メートルの長さで土地ができるわけでございまして、その点についても、こういった水害に対する恐怖を持っている町として、何とか避難所等にならないかというように、こういった安全面については最優先にして考えていく必要があるかというふうに思っております。

それから、今後、人口減というのはとめられるものではないというふうに考えるわけでございましてけれども、やはりそれを維持しふやしていこうとすれば、その町の魅力というものが大切になってくるということでございます。そういったことで、新生養老まちづくり構想に基づく一三〇〇年プロジェクトを完成していくということが、町の魅力を大きく押し上げる一つの要因になるかというふうに思っておりますので、この点は強く進めていこうというふうに考えております。

また、百三十二の区というのは、合併当時と同じくらいの数だろうというふうに思うわけでございますけれども、こういった中でも、さまざまな役が、なかなか手がないということでも、もう少し大きな地区を考えた上での自治町民会議という新しい自治のあり方について、今後はこういった形で進めていかなければ、各地区の自治は成り立っていかないというふうな考えているところでございます。

また、河川水質等についてでございますけれども、これは下水

道事業という大きな問題でございますけれども、県においても水道事業の見直しというのを本年度からかかっております。現実的に面整備を今後残り全部しようと思えば、三百億を超えるようなお金を投入していかなきゃならないということで、今後、人口増等が余り見込めない中で、やはり減収を考えた中で、何が一番水質を保持する上において必要かということをも、また皆様方と一緒に考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔十二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） 大体今の町長の政治姿勢についてはお伺いをいたしました。

養老町の歴史といたしましては、先人のためまぬ努力というところがございしますが、今、水利地形に対しては申し上げたとおりでございます。これはどういう形で変わろうとも、変わることはございません。私どもの地域地形、これはどんな形の道路整備がされようとも、土質までも変わることはございません。

私どもの一つの歴史としては、明治二十四年に濃尾大震災がございました。その二年前の明治二十二年でございますが、明治の大合併というのがあったと記憶しております。それから昭和二十八年から二十九年の合併、それから現在、平成二十二年でございますが、このときの合併、これによって一つの名称が変化をしましてまいったんですが、名称の変化はさることながら、基本的には地理地形は変わることにはございません。これをひとつ、どうぞ大事にしていきたいと存じます。

また、私も牧田川の近所に住んでおります一人として、牧田川の改修計画があります。これは、皆さん方にもまたお配りをいた

しますけれども、昭和六年につくり、海抜から何から、烏江地先から順番に広瀬橋までをつくり上げた設計図でございます。こうしたことを大事にしながら進めていかれることを望みます。

それでは、問題の二つ目に移りたいと存じます。

皆さん方に通告いたしましたように、今年度、二十六年度に対します町財政の現状を皆さん方にもお知らせをされておりますが、今年度、こうした形で二十六年度予算は執行されております。今年度の自主財源は四六・九％です。これに対します町税のさらなる徴収努力はどうやってされていくのか。また、こういう中で、私どもは皆さん方に喜びよりも一つの形を伝えておきたいと存じます。今日、養老町は、この西濃地域全体でございますけれども、災害が発生していないという中で、私どもの全体の地方行政の予算の中では、八％から九％のものを財政準備基金として確保しなければならぬのは、これは町議会議員、全部知っておるところでございます。それが現在までに一つも使われることなく、一つのものででき上がってきております。ですから、その点についてはありがたいわけですが、それに今十二億積み立ててございます。一銭も使われていないので、前年度の予備費としてあるものが、ことしも繰越財源が七億、八億というような財源としてことしの事業につき込まれていく。これは大変ありがたいこととありますが、歳出の中での経常経費を見ますと、経常経費は七八・五、投資的経費が一二・七、その他の経費が八・八、百八十二億三千三百七十万円の予算をことし組み込まれました。こういう中で、一番これから大事にしていかなきゃならないし、一番要るものが福祉予算であり、国民健康保険であり、介護保険であるとうと存じます。

まとめましたら、これはいろんなことに使われることもござい

ますが、九十九億七千万、これだけの費用が特別会計を合わせまして要るわけでございます。こういう中で、今インフラ事業を進めていくということを町長の御答弁でございました。その点について、またこうした繰越差額のついての利用方法、それに対します基本施策を、これは概要としてお伺いをいたしたいと存じます。また、それにより、私も養老町のさらなる発展がどう求められていくのかも聞きをしたいと存じます。

こういう中で、町長の先ほどからも答弁もございましたが、一つの形として、私どももあります、町長も任期を迎えるわけでございます。そういう中への一つの取り組みとして、町長は今後どう考えておられるのか。出馬に当たる基本施策として何を訴え、何を求めていくのか、これも再質問としてお答えをいただきたい。そういう中で、私どもが今年度三月、地方予算の中では減額修正をしております。当然町議会議員の方も新しく提案されてくると存じますが、議員は議員としての責務があるわけです。町長は一三〇〇年祭に向けて、そうしたものへの取り組みも含めました決意と、出馬に対する基本的な考えがあるならお聞かせをいただきたいと存じます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まずは財政状況の現状ということで、お答えをさせていただきます。

平成二十六年予算につきましては、一般会計で百五億四千万円、前年度比七億三千万円、七・四％の増で、二年連続の増となりました。一般会計のうち、歳入の約三割を占める町税収入の確保は、町の財政基盤の根幹をなすものでございます。これまでもコンビニ二収納による納税環境の整備、徴収嘱託員による電話催告や訪問徴収に努め、法的な措置も含めて滞納整理に取り組み、徴収の強

化を図ってまいりました。その結果、平成二十五年年度の町税全体の徴収率は、昨年度に比べ、わずかではございますけれども引き上げることができました。今後とも、自主納付の推進と滞納整理の強化を柱に、電話、文書等による早期の納税勧奨と納税環境の整備、そして公平・公正な税務行政を図るため、滞納者の担税能力等の判断及び滞納原因を把握するための債権等財産調査の強化に努めて、誠意のない滞納者には毅然とした態度で臨んでまいります。さらなる徴収強化に取り組むことによつて、貴重な財源である町税の収納率の向上に努めてまいります。

また、人材育成を通して組織としての徴税力、税務専門知識、それから技術・能力等を高めていくためにも、地方税法及び徴収事務研修等にも積極的に参加をさせて職員の高質向上を図るとともに、本年度より新たに徴収対策監を配置し、将来、全庁的に統一された債権管理体制の確立を目指して進めてまいりたいと考えております。

次に一般会計の歳出予算でございますけれども、経常的経費が八十二億七千六百三十九千円、その他の経費が九億二千六百九十四万四千円、投資的経費が十三億四千四百一十七千円、構成比としてはそれぞれ七八・五、八・八、一二・七、議員御指摘のとおりでございます。構成比の前年比較は、経常的経費が二ポイントの減、その他の経費が〇・五ポイントの減、投資的経費が二・五ポイントの増で、三億三千八百七十九万二千円の増となりましたが、社会资本整備総合交付金事業として実施するスマートインターチェンジ建設や、平成二十八年六月の消防救急無線デジタル化完全移行に向けた高機能消防指令センター整備事業等が増の大きな原因となりました。

本町の財政状況につきましては、平成二十四年度決算の内容と

なりませんけれども、財政健全化の指標である実質公債費比率が八・五％、将来負担比率が八四・一％で、ともに早期健全化基準を下回っており良好な状態であります。また、財務書類四表による分析では、住民一人当たりの資産額が二百九十二万三千円、純資産比率が八〇・四六％、住民一人当たりの負債額が五十七万一千円、基礎的財政収支が七億四千八百七十五万一千円となっております。この指標においてもおおむね良好な数値となっております。

次に福祉予算では、平成二十六年一般会計当初予算で、年金や医療費等義務的経費で、民生費と衛生費で三十六億四千四百五十六万三千円、その他国民健康保険、介護保険、介護サービス、後期高齢者医療特別会計などの合計は九十八億四千八百八十六万三千円となり、福祉予算の全体百八十二億三千三百七十万円のうちの五四％を占めております。

町民の税金や国・県の補助金など貴重な財源により運営をしておりますが、特に医療・介護は福祉予算の六七％を占めており、これらの節減を図るためには、成人に対する特定健診やがん検診、母子に対する妊婦健診や乳幼児健診、予防注射等の受診率向上により、生活習慣病の予防や疾病の早期発見に努めてまいります。また、介護を受けずに自立して生活できる期間である健康寿命を延ばし、増大の一途をたどる社会保障費を抑制するには、平成二十四年三月に策定いたしました第二次健康ようろう21に基づき、ライフステージごと設定した栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、たばこ、歯の健康等の取り組みを実践していくとともに、超高齢化社会の最大の難題であります認知症対策としまして、昨年四月に養老郡医師会を核に立ち上げました医療・福祉・介護・行政の専門職で構成される多職種連携委員会を中心に、認知症を正しく理解し、支援体制の整備を推進するための啓

発活動を計画的に実施していきたいと考えております。

また、先ほど述べましたが、町の財政状況は、指標的に見ても良好な状態であります。しかしながら、今後、扶助費等の義務的経費の増加が見込まれ、財政の硬直化が一層進むことが懸念されております。

また、普通建設事業費につきましても、事業の費用対効果や優先順位を十分に検討して実施していかねばなりません。スマートフォン・タブレット・PCの整備事業、東部中学校大規模改修、消防救急無線デジタル化に伴う施設整備、養北保育園建設事業、保育園耐震補強といった大規模な事業のほか、新生養老まちづくり構想に基づく関連事業を予定しており、また道路や橋梁などのインフラに対する維持補修経費が膨らむことが予想され、町の財政運営を圧迫する可能性があります。

インフラ整備のうち、道路等の新設改良や維持補修については、道路交通状況等を勘案し、計画的に進めることとし、橋梁についても同様に橋梁長寿命化計画により進めてまいります。

また、町の建物については、経営的な視点から設備投資や管理運営に要するコストの最小化を図るため、今後、ファシリティーマネジメント導入の検討に向けた導入準備を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、限られた財源の中で事業を実施していくために、今後、必要な取り組みとして、安定した財政運営を進めるため、少しでも多くの自主財源を確保すること、これまで以上に経常経費の削減を行うなど徹底した歳出削減に取り組むこと、財政調整基金を初めとした基金の計画的な積み立てを行い、安定した財政運営の担保とすること等を進めてまいり、今後、健全な財政運営に努める必要があると考えております。

私も就任以来、さまざまな事業を展開してまいりましたけれども、まだ道半ばであるというふうにも考えております。また、先ほども述べましたように、町政に対する強い思いがございます。

本町の発展と町民の皆様方の幸せを実現するために、議員、町民の皆様方の信任を得ることができれば、引き続き二期目も町政を担当させていただき、本町の発展と町民の皆様方の幸せのために尽くしたいと考えております。今後とも初心を忘れず、町民の皆様方の声に積極的に耳を傾け、新しい時代の新しいいまちづくり、養老が一番を目指して、使命感と情熱を持って取り組んでまいりたいと存じます。

町議会議員各位や町民の皆様方のより一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の決意とさせていただきます。以上でございます。

〔十二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） 最後のお言葉にありますように、今日までの努力、またこれから一つの形として初心を忘れず、こうした実現に向けて取り組みたいという抱負も今聞こえたわけでございます。どうぞ町長のこれからの一つの運営に対しまして、積極的な一つのことと、歴史を忘れず、これからも進めていただくことを期待いたしまして、私の一般質問とします。終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、十二番 岩瀬進君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は十時四十五分といたします。

（午前十時三十二分 休憩）

（午前十時四十五分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開をいたします。

次に、八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、二項目について質問をいたしたいと思います。まず一点目としては、学校教育の現状は、それから二点目といましては、新たな農業農村政策についてであります。

まず一点目の学校教育の現状はについてであります。平成二十三年四月から小学校、平成二十四年四月から中学校で新学習指導要領が完全実施されました。学力低下を招いたと批判されたゆとり教育から転換し、授業時間と学習内容を大幅にふやしたのが特徴であり、基礎学力の強化を目指して、前回改訂で削減された学習内容の大半が復活しました。この改訂に伴う、特に中学校での課題等、六点について質問をいたします。

まず一点目としましては、体育で武道とダンスが必修となった現状と課題はであります。

伝統と文化の尊重を盛り込んだ教育基本法改正を受け、中学校の一年、二年の体育で武道とダンスを必修化されました。武道は柔道、剣道、相撲から、ダンスは創作ダンス、現代的なリズムのダンスの中から選ぶものであり、特に柔道部について指導経験を持つ教員が少なく、名古屋市の市立高校で柔道部員が練習中に頭を打ち亡くなる事故以来、保護者らの間で不安が高まったため、柔道の安全指導に特化した教員向けの手引書を県の教育委員会は初めて作成し、県内の全中学校に配付したところであります。

しかし、ある中学校では、武道の選択科目を柔道から剣道に切りかえました。柔道は保護者らの間で事故への不安が高まっているが、その校長は安全性が理由ではないと、このように説明をさ

れ、柔道は武道本来の実践的な攻防が難しく、中学校レベルでの授業には剣道のほうが適していると判断したとあります。

中部地方では、柔道から剣道に切りかえる例が少なくないというメディアは報じております。文科省は、各学校が教員らによる指導体制や事故発生時の対応、武道場の安全管理などの点検を求め、準備が整うまでは柔道の授業を始めないよう求めています。当町の現状、課題はどうか、お尋ねをします。

二点目として、土曜日授業の考え、今後の方針はについてであります。

全国の小・中学校で、本年度から学力向上などを目的とした土曜授業が始まり、岐阜市でも五月十日の土曜日に小・中学校六十九校のうち四十二校が一斉に授業を行いました。大垣市においても、去る六月九日、議会本会議で二十七年度より全ての小・中学校で土曜日授業を実施すると表明しています。詳細は検討中であります。

文科省は、昨年十一月に学校教育法の施行規則を改正し、振りかえ休日のない土曜授業を市町村教育委員会の判断で可能にしました。また、県が教職員の振りかえ休日制度を見直し、夏休みや冬休みにまとめとれるようにしたことも導入の後押しとなったと思われまます。

土曜授業を実施した岐阜市のある保護者は、学力が上がるように学校にはしっかりお願いしたいと。また、ある先生は、基礎学力の向上を望む保護者が多いが、教科授業だけでなく、子供たちが負担に感じないよう、体験学習などを取り入れる工夫をしていきたいと語っていますが、当町の場合はどのように考えているのか伺います。

三点目といたしまして、全国学力テストの成績、改善策等の公

表はについてであります。

小学校六年と中学三年の全員を対象にした文科省の全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストが本年四月二十二日、一斉に行われました。国語と算数・数学の二教科で実施し、国公立は全校で参加実施、私立は四七％の参加率で、全国で約二百二十四万人が参加し、結果公表は八月の予定であります。

文科省は、今まで信じてきた市町村教育委員会による学校別成績の公表を今回から条件つきで認めるとしていますが、都市部関係者の間では、学校の序列化や過度な競争を引き起こすとの批判が根強くあるようであります。

テストは、基礎的知識を問うA問題、知識の活用力を見るB問題を分けて出題。過去の結果から浮かび上がった課題の改善状況を把握するため、設問が大幅にふえ、全百四十七問のうち四十五問がそういった問題で出題されたとあります。学校別成績については、文科省は、平均正答率を一覧表にすることや順位づけは認めないが、結果を分析して改善策を示す場合は公表できるといたしており、当町の対応をお尋ねします。

次に四点目として、朝練の状況、今後の対応はについてであります。

中学生の部活動の朝練習はプラスかマイナスか、長野県教育委員会の有識者検討委員会が睡眠や勉強不足を理由に早朝練習を原則廃止すべきなど、部活動の時間短縮を昨年提言し、朝練のあり方を考えるきっかけになりました。

あるメディアの調査において、朝練の本音では、上達には必要という存続派と、体がきつくと漏らす廃止派がほぼ互角であり、若い世代ほど部活の時間制限に反対、年配ほど部活の時間制限に賛成が多い傾向でありました。また、子供たちの現状を知る保護

者の意見としては、問題は部活ではなく、ネットや携帯のほう
が費やす時間も多く、睡眠不足の原因と断言していますが、当町の
朝練の現状と考え方はどうなのか、お尋ねをいたしたいと思いま
す。

それから五点目として、小・中学校での災害備蓄状況につい
てであります。

昨今、南海トラフの巨大地震がいつ発生してもおかしくない状
況であると言われております。内閣府の発表の想定では、二十年以
内に発生し、死者は三十二万人、建物全壊二百三十八万棟、被害
総額二百二十兆円と報道していますが、東日本大震災以来、子供
や住民の避難拠点として学校施設の耐震化が進んでいるものの、
滞在に備えた対策はおくれている実態が文科省の学校安全調査で
わかりました。

全国に三万五百ある公立小・中学校のうち、大規模災害を想定
して飲料水や非常食を備蓄しているのは三〇%弱であり、私立の
小・中学校では六〇%超が物資を備蓄していると聞いています。当
町の考え方をお尋ねいたします。

六点目として、小・中学校の運動会、体育大会の春の開催の考
えはについてであります。

昨今、異常気象が常態化し、地球温暖化の影響もあって、いま
で開催されてきた秋の小・中学校の運動会、体育大会の開催時の
気温も徐々に高くなってきており、時には厳しい残暑のもと、開
催せざるを得ないケースもあつたかに思います。

統計によると、日本の年平均気温は、長期的には百年当たり約
一・一度Cの割合で上昇しており、特に一九九〇年代以降、高温
となる都市が頻出してきます。このことから児童・生徒の熱中症
対策等、現場では大変神経を使っている状況であると思えますし、

ぜひ春開催を提案しますが、考えはどうか、お尋ねをいたします。
以上で第一項目の質問といたします。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） それでは、田中議
員さんの質問にお答えいたします。

まず一点目の体育で武道とダンスが必須となったが、現状と課
題はということで、中心が武道のほうに行っていたかと思いま
すが、まずダンスのことにつきまして、先にお話しさせていただ
きます。

ダンスにつきましては、男子は創作ダンスが中心で、女子はリ
ズムダンスを中心に履修しております。

ダンスにつきましての課題は、平成二十四年度から新しい指導
要領が実施されたということで本年度で三年目ということで、ま
だ三年間を見通した学習計画ができていないということ、そう
いった計画を立てるということ、改善していくということが課題
かなというふうに思っております。

中心となつておりました武道につきましては、両校ともに柔道
を選択しております。内容としましては、礼儀作法や受け身、寝
わざなどが主なものです。

課題は、柔道につきましては、男子は以前から履修していたこ
とから、三年間を見通した学習ができていますが、女子について
は、受け身と寝わざが中心になっており、立ちわざまでまだじつ
くりと時間をとることができていないといったことが課題です。

柔道、剣道、相撲と三種目あるのですが、どれを選択するかは、
学校ごとに検討して選択しております。

今、御心配されております事故については、町内で大きな事
故は起こっておりませんが、柔道については指導中の事故が心配

されますので、事故の未然防止と指導内容を充実させるために、毎年職員の夏季研修というのを行っておりまして、柔道の指導者についての研修を実施しており、ことしも実施する予定をしております。今後、十分安全に注意して、事故が起こらないように指導していきたいというふうに思っています。

二点目の土曜授業の考え、今後の方針はということについてお答えします。

土曜の教育活動につきましては、土曜日において、子供たちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要である。そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験学習の充実に取り組むことが重要であるとして、平成二十五年十一月二十九日に学校教育法の施行規則の一部が改正されました。

田中議員の発言の中にもありましたが、岐阜市で今年度から毎月一回、土曜日の午前中に三時間実施しています。当面希望者だけで、学力向上や地域と連携した学習に取り組んでいるということとです。これまでも年に二、三回、土曜日には授業を行っておりまして、それとあわせて岐阜市では一年間に十回程度の授業を行うと聞いております。

大垣市でも、来年度からふるさと大垣科というのを新設して教科として授業を行うということで、市独自のテキストを利用して、年間十時間から十五時間をふるさと学習に充てるということ聞いております。

本町におきましては、全国的にも運動不足とか基礎学力の低下が問題となっております。土曜日を有効に活用できないものかと考えております。そのため、地域スポーツクラブの活動時間とし

て、また基礎学力の補充の時間として、さらには一三〇〇年祭との関連の中でのふるさと学習の時間として活用はできないものかと考えているところです。

土曜日の教育活動としては、ほかにも考えられるのかもわかりませんが、提案の中では三通りあると。よく土曜授業と言われていますが、教科指導としての土曜授業、それから岐阜市がやっているのがこれだと思わんですが、希望者を対象とした教育課程外の課外授業、あるいは地域の人材が希望者に対して学習等の機会の提供を行う土曜学習など幾つかがあります。学校での授業だけを土曜授業と考えるのではなく、幅広く地域との連携も考えながら、養老町としてどういう形態で土曜日の教育環境を豊かなものにするのかを検討してまいりたいというふうに考えております。

三点目の全国学力・学習状況調査結果について、それと改善策と公表についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査結果の平成二十五年度の学力調査の部だけでなく、本町学力調査結果につきましては、小学校では、国語、算数とも全国平均を下回っております。中学校では、国語、数学とも全国平均を上回っております。

小学校においては、知識の活用を見るところB問題に関する正答率が低く、読解力不足や主体的な学習への取り組みに問題があるものと私としては考えております。今後、語彙をふやす、読み取る力をつけるなど国語の授業改善を一層図るとともに、読書量をふやす工夫をすること、親子読書等により家庭の協力を得ることに取り組みながら、一層読解力、主体的な学習力を高めていきたいと考えております。また、これまで以上に自分で調べたり考えたりする活動を多く取り入れ、仲間と話し合っって課題を解決するといった学習形態を大切にしていきたいとも考えております。

この全国学力・学習状況調査は、学力調査だけでなく、学習状況の調査も同時に実施されております。この結果の有効活用についても取り組んでいるところであります。

学習状況調査結果から、生活習慣と学力との相関については非常に高いものがあるということがわかってきております。早寝・早起き・朝御飯といった、基本的な生活習慣の育成についても、町として取り組んでいるところであります。

町内の児童・生徒の特色といたしましては、自分にはよいところがあると思うといった自己肯定感や、いじめはどんなことであってもいけないことだと思おうといった人権感覚に関する項目について、「そう思う」と答えた児童・生徒の比率が、全国や県と比べ大変高くなっております。人として大切にしていかなければならない事項についてしっかり育っており、これまでの教育の成果があらわれているものと考えております。これからもこれらのよさを大切にし、指導を継続していきたいと思っております。

学力調査結果の公表につきましては、全国学力・学習状況調査ごとに、以前から学校ごとに結果を分析し、保護者に学校だよりで知らせております。これが平成二十五年度実施後の十月に出した学校だよりの中の分析結果、各校が出していますので、保護者の方に聞いていただければわかると。点数等は出しておりませんが、各々が分析して、今後の学習に生かしているところがあります。

教育委員会による学校別成績公表につきましては、平成二十五年十一月二十五日付文部科学省の実施要綱、今、田中議員さんもお話しされましたけれども、平均正答数や平均正答率などの数値について、一覽での公表やそれらの数値に順位を付した公表は行わないことと示されており、平均点を一覽にした公表や学校の順

位づけをするような公表は行いません。平均点や順位を公表することによって、学校の序列化や過度な競争が生じるおそれがあると考えているからです。

四点目の部活動の朝練の状況、今後の対応はということについてお答えいたします。

中学校での部活動の朝練習につきましては、高田中学校は夏場は七時二十分から七時五十分まで、東部中学校につきましては七時三十分から七時五十分までです。高田中学校も、夏場以外は七時半から七時五十分となっております。

部活動の朝練習は必ず顧問がついて指導し、生徒も精いっぱい活動しています。一人顧問の部活で、その先生が出張や欠席の場合でも、必ず誰かが見届けるように配慮しております。基礎体力の向上や競技力の向上のみならず、町内で大切にしている早寝・早起き・朝御飯にもつながっており、学習にもよい影響が出ていると思っております。さらには、生徒のあり余るエネルギーの正しい方向への昇華にもつながっているものと考えております。今後につきましては、これまで同様朝練習を実施していき、早起きを通して生徒の健全育成を図っていくと同時に、体力、競技力の向上も図っていきたくと考えております。

五番目、小・中学校での災害備蓄状況はということについてはお答えさせていただきます。

幼稚園も含めて備蓄しております。この問題につきましては、以前から議員の皆様から御意見をいただいております。平成二十三年度から順次、幼稚園、小学校、中学校への備蓄を進めてきております。

平成二十三年度は、保存水二リットル入りを四百九十六本、それから平成二十四年度は、保存水一・五リットル入りを四百三十

二本と保存食千九百五十食分を備蓄しました。平成二十五年度は、保護シート、寒さよけのためですが千五百枚。それから今年度、平成二十六年度につきましても、保存水二リットル入り百三十二本と保存食千百食、それからことは懐中電灯も必要だという話がありましたので、各校二本ずつの十八灯、それから幼稚園に防災頭巾一人一枚当たりで二百五十枚を配付いたします。

最後に、運動会・体育大会の春開催についての考えはということについてお答えいたします。

運動会・体育大会の春開催につきましては、現在、町内では養北小学校が一昨年度から春に開催しております。春開催のきっかけは、体育館の建てかえ工事によって秋に運動場が使えなくなつたということによるものです。実施による反省をした結果、春のほうがいいんじゃないかというふうに養北は考えられて、ことしも五月三十一日だったと思うんですが、春に実施されております。基本的に運動会とか体育大会というのは学校行事であり、校長の判断により実施されています。よほどのことがない限り、教育委員会で統一にこうしなさいということは言わないということになっておりまして、春開催、秋開催については、よさも課題もあるということで、町の教育委員会として実施時期を統一するとは、現在のところ考えておりません。以上です。

〔八番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 二点目の土曜日授業の関係ですが、今年度からコミュニケーションスクールということで、広幡と日吉小で試行的に始められ、来年度から全校的にやられるというようなことで、非常に私も期待をしておるんですが、その関係で、この土曜日授業のかかわりといいますか、関係といいますか、その辺いろいろ

ろお考えがあるのかとは思いますが、その点についての今後の取り組み方についてお尋ねをいたしたいと、このように思っております。

それから朝練の状況ですが、これは長野県の全県下で昨年パブリックコメントをやられて、いろんな意見も聴取されてまとめられ、今、全長野県下では百八十八校あるそうですが、そこで各校の意見を取りまとめ中ということで、教育委員会としても強制力もないということで、一応意見を取りまとめ、こういうふうで、このようにやりたいよというようにまとめで、またそういう指針を示したいということでもございました。長野県では九七％、養老町では二校ですの一〇〇％というふうなお話ございましたが、意見も相当割れておりまして、どちらがベターかということも言い切れませんが、なかなか先生の負担も重いかなあと思っております。

実は、きのう新聞に出ましたね。経済協力開発機構（OECD）が調査したところ、中学校の先生が、OECD加盟国の三十四カ国中、日本の先生が最も多忙な時間を費やしておるといふ報道で、我々としても本当に先生の努力といえますか、敬意を表したいと思えますが、究極の目的は、この養老町を背負ってくれる子供の心身ともに健全な成長ということで、各方面でいろいろ努力はしていただいております、このように思っておりますが、その先生の負担が教育長の耳に入ってこないか、その辺をちよつと尋ねたいと思います。

それから、最後に六点目の運動会・体育大会の秋の開催を春にしたかどうかということで、我々上多度地区の町民運動会も、いつも九月の二十日前後に行ったんですが、非常に熱いので半月ほど去年は延ばしました。けれども、暑かったです。

それで、この春、私ごとですが、孫が愛知県におりますので、運動会をやるので来てくれということで行ってきました。やっぱり春開催でずうっとやっているそうですし、東京の例をとって申しわけないんですが、東京二十三区の中学校では、ことし約九割が春開催された。小学校でも五割以上開催されておるということで、先ほど答弁でも各学校で任せるということで、教育委員会としては指示をしていないというようなことです。現場では相当水分補給というようなことで、運動会の最中にタイミングをいつとろうかという、天候の事情によってもなかなか判断が難しい状況もあるうかとは思いますが、その辺、もうちょっと強く指導、リーダーシップをとっていただいて、養北の例もごさいますので、そちらにシフトを向けていただくように、ぜひ希望いたしておきたいと思えます。

先ほどの二点ほど、ちょっと質問の回答をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） まず土曜授業のことについて、一点目、お答えします。

コミュニティスクール化を進めてきておりまして、土曜授業の趣旨にありました、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の充実に取り組むという趣旨とこのコミュニティスクール化の趣旨とが一致しております、各校でのコミュニティスクール化の中でも検討を進めていきたいというふうに思っております。ただし、ことしは広幡が十月で、日吉が来年三月からということ、ことし検討している、そのことも含めて検討していきたいというふうに考えております。

部活動の朝練については、先生方は本当に大変で、皆さん方御

存じのとおり厳しい状況にあります。特に夏場は部活動が終わるのが六時、下校完了が六時十五分、それから会議を行ったり教材研究を行ったりするという状況です。本当に大変としか言いようがない中で、さらに朝練までやっておるのかというふうに思われるんですけども、部活動というのは非常に大切な教育活動の一環だと私は考えておりました、なくすということは考えておりません。

でも、時間の制限ということで、両校とも七時半を基本としながら、夏場はちよつと朝が早いから七時二十分ということになっていますが、時間を制限したり、平日の放課後部活については、月曜日と木曜日はなくして帰るということで、先生の負担もありますが、会議の時間でもあるんですけれども、子供の休養とかを含めて、実は毎日やっているわけではない、中学校では月と木の放課後部活はやっておりません。また、職員の健康管理とか、小学校の教諭も含めてですけど、スリム化等については校長会等でお話ししているところでです。

私の持論になるかもわかりませんが、部活動は本当に大切だということふうに思っています、あの部活動がなくなったら、恐らく問題行動はぐんとはね上がると、確実にそうなるものと思っております。

最後、運動会の春開催についてですが、私ももっと多くの学校が春に開催していると思っていました、教育委員会で調べてもらいましたら、西濃管内百七校あるんですけど、大垣市で春開催をしているのが二校、海津市で二校、神戸町で二校、養老町で一校の七校だけなんです。春にやっているというふうに思われているのは、町民運動会とか地区の運動会を含めて、春にどうもやっておるんじゃないかという感覚があるのではないかというふう

に捉えております。

私も養老小学校の校長のときに熱中症で、NHKがヘリコプターを飛ばしてきまして大変苦慮しましたけれども、熱中症にならないように朝御飯をしっかり食べてくるとか、前の日に早く寝るとか、そういった対応が必要であるということも勉強して指導しているところです。特に強く指導するという気持ちは今のところありません。以上です。

〔八番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 先生が大変という事情はわかっておりますけれども、このことによって先生の負担がますます大きくなって、教育のほうに影響が出ないように、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、二点目の項目に入りたいと思います。

新たな農業・農村政策についてであります。

現在、我が国の農業における担い手の農地利用は全農地の約五割を占めています。農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題が生じており、構造改革をさらに加速させていくことが必要とのことから、農林水産省は、昨年十二月農林水産地域域の活力創造プランを取りまとめ、農地をまとめて貸し出す農地中間管理機構を設置、十年間で全農地の八割を大規模農家に集約して競争力を強化、また米の生産コストを十年間で約四割削減する、農業・農村全体の所得を今後十年で倍増する、農林水産物の輸出を二〇二〇年までに一兆円に倍増、また二〇三〇年までに五兆円にする目標を追加、六次産業化の市場規模を十兆円に増加、米の生産調整、減反は二〇一八年をめどに廃止等の骨子を正式決定し、四つの改革の考え方を示しました。

農業を足腰の強い産業としていくための政策（産業政策）と、農業農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための政策（地域政策）を車の両輪として推進し、関係者が一体となって課題の解決に向けて取り組むこととして、一つ、農地中間管理機構の創設、一つ、経営所得安定対策の見直し、一つ、水田フル活用と米政策の見直し、一つ、日本型直接支払い制度の創設の四本柱であります。この中で、農地中間管理機構の創設について、重点的にお尋ねをいたします。

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積、集約化を進めるため、農地中間管理機構を設立するとしています。我が町も、平成二十四年九月二十六日に農地プランの検討会を設置し、鋭意取り組んできたところでありますが、地域内の分散、錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある場合や耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け、必要な場合には基盤整備等の条件整備を行い、担い手、いわゆる法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業、また認定農業者がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けることとしています。次の点を質問いたします。

農地中間管理機構をいわゆる農地集積バンクと言いますが、都道府県に一つ設立するとあるが、具体的な推進方法はどうか。二点目として、機構の借り受け、貸付手順はどうなのか。三点目、機構に対する当町の想定される役割はということ、まず三点をお尋ねしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

農地中間管理事業の推進方法ということでございますが、平成二十六年三月二十日に岐阜県が策定をいたしました岐阜県農地中間管理事業の推進に関する基本方針というものに基づきまして推進してまいりたいと考えております。この基本方針は、農地中間管理事業の推進に関する法律第三条に基づき定められておりますけれども、担い手が利用する農用地の面積及び集積率の目標や、目標達成に向けた取り組み方法を示す指針として策定をされております。

農地中間管理機構は、借り受けた農用地を集約化できるよう調整した上で担い手へ貸し付け、連動して作業ができる圃場面積を拡大するとしております。具体的な面積は、現在、岐阜県全体で担い手が耕作する農地の割合三〇・九％から、十年後の平成三十五年度には、担い手への農地集積率を七八％にすると、議員もおっしゃいましたが約八割にすることでございます。ちなみに本町でございますが、現在六八％ほどがもう既に集約をされているということで、この目的は達成できるだろうというふうに考えております。

また、農地中間管理機構の推進に関する基本的な方向といたしまして、機構を担い手への農地集約、集積と耕作放棄地の発生防止、解消を進める中核的な事業体として位置づけております。各市町村における人・農地プランの作成、見直しと極力連動させることにより、効率的かつ効果的に推進とするとしております。

本町では、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積・集約化を一層加速化させることが重要であると考えておりますので、平成二十四年度に策定いたしました養老町人・農地プランとの連動を図るとともに、農地中間管理機構と連携を密にして、農地の集約化を推進してまいります。

また、機構が行う事業の内容につきましては、現在、農地中間管理機構がリーフレットを作成しておりますので、関係農家や担い手等へ配付を行い、事業内容や制度の周知を図るとともに、必要に応じて地域集落説明会等を開催して事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

二点目の、農地中間管理機構の農地の借り受け、貸し付けの手順ということでございますけれども、機構は地域ごとに定期的に農地の借り受け希望者の募集を行い、認定農業者や新規参入希望者を含めて、借り受け希望者の希望内容を的確に把握することとなります。その後に機構に貸し付けようとする農地が出てきた時点で、県知事の認可を受けて作成した貸付先決定ルール、これは農地利用配分計画の決定方法に即して借り受け希望者と協議を行い、貸付先を決定いたします。

また、貸付先決定ルールは機構が作成しますが、借り受け希望者のニーズを踏まえて公平、適正に調整するとともに、地域農業の発展に資するものとしていくことが基本となります。なお、機構が貸付先を決定した場合は、一定の地域について農地利用配分計画を策定し、県が認可し、公表することで、権利が移転することとなります。

次に、機構に対する本町の想定される役割についてでございますが、すけれども、機構は、人・農地プランの作成主体である本町と連携をとって対応することになります。農地中間管理事業の推進に関する法律二十二条第二項の規定により、機構が実施する業務の一部を市町村等に業務委託できるということになっております。具体的に想定される役割といたしましては、相談窓口、農地の出し手の掘り起こし、それから借り受け予定農用地の位置とか権利関係の確認、出し手、受け手との条件の調整、契約締結事務、貸

し付け後の農用地利用状況調査等の業務が考えられます。

本町におきましては、今日まで、西美濃農協と連携して農地利用集積を遂行していることを踏まえまして、今後農協との調整を密にして、農地中間管理事業の推進を図ってまいりたいと考えているとございます。以上でございます。

〔八番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） まだまだ農地中間管理機構についてのあれですが、まず担い手の内訳といえますか、今現状、養老町の法人数と面積、任意団体の数と面積、それから個人の認定農業者の数と面積をお尋ねしたいと思います。

もう一点は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画においては、西美濃農協が中心的立場でかかわっており、現場の状況や地主とも本当につながりが強く、深いことから、あえて農地中間管理機構は不要かと思いますが、この辺の考えはどうかということ。

それから次の点は、農地中間管理機構が貸し付けまでの間、維持管理や必要に応じて基盤整備するとあるが、経費の負担先や事業規模等の具体的条件はどうかということ。また、農業委員会の役割は見えてきませんが、今、利用集積承認はもちろんやっておりますところでございますが、そういった立ち位置がどうなるかということもお尋ねしたいと思います。

最後にもう一点は、県の農畜産公社が県の農地中間管理機構の指定を受けて四月から業務を始め、七月から農地の借り受けを希望する農業者の募集を開始するというところで報道がございましたが、当町へ県の説明は具体的にどのようにあったと思えますが、いつあったのか。その辺は末端の告知といえますか、皆さんの周

知はどのように考えておられるのか、その辺をお尋ねしたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 川地農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） 田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず一つ目の担い手の作付面積についての御質問でございますが、本町の耕作者の全農地面積は二千二百三十七ヘクタールで、そのうち担い手の作付面積は千五百二十八、先ほど町長から御答弁がございましたが、耕作面積全体の約六八%となっております。担い手の状況でございますが、農事組合法人等が十二法人ございまして、七百九十ヘクタールを作付いたしております。平均耕作面積は六十五・八ヘクタールでございます。また、集落営農等の任意組合は十組合ございまして、百八十八ヘクタールを作付いたしております。平均耕作面積は十八・八ヘクタールとなっております。

また、個人の担い手は五十三人で五百五十ヘクタールを作付しております。平均耕作面積は十・四ヘクタールとなっております。

次に、二つ目の農地中間管理機構が不要かどうかについての御質問でございますけれども、農地中間管理機構につきましては、国の産業政策として設置されたものでございまして、平成二十四年度から開始いたしました市町村における人・農地プランの作成プロセス等におきまして、信頼できる農地の中間的受け皿があるとより人と農地の問題解決を進めやすくなると、そういった意見を踏まえて新たに設置されたものでございます。また、農地中間管理機構を介しまして農地の集積を行うことにより、機構集積協力金等の農地の出し手に対する支援を受けられるメリットもござ

いますので、不要ということにはならないと考えております。

しかしながら、本町における西美濃農協につきましては、議員御指摘のとおり、農地利用集積計画の中心的な立場でかわかっておりまして、地域とのつながりも深いことなどを考え合わせますと、町と農協がそれぞれの役割を認識して、これまでと同様に共同で事業の推進を図るべきだというふうに考えております。

次に、三つ目の農地中間管理機構が行う基盤整備についての御質問でございますが、農地中間管理機構が主体となって実施する簡易な基盤整備には、農業基盤整備促進事業によります田畑の区画拡大、これは畦畔の除去とか均平作業、そして暗渠排水等の整備が可能というふうになっております。

実施の条件といたしましては、農業競争力の強化に向けた取り組みを行う地域で総事業費が二百万円以上、受益者が二人以上であり、受け手、出し手の条件交渉にて受け手が簡易な基盤整備を希望し、その条件を出し手及び機構が了承している場合に限り、簡易な基盤整備が実施できるものでございまして、当該農地が機構に十年以上の期間で貸し付けられているということが条件となっております。また、事業の実施区域は農振農用地であることや、事業の実施後八年間は農地転用が原則できなくなります。

経費の負担につきましては、国庫補助金の定額以内で実施することを基本としておりますが、定額を超えた場合には、こういった経費を出し手と受け手の賃料差額で数年かけて回収する仕組みで実施するものとしております。また、機構は本年度からこの事業の需要量を調査いたしまして、事業実施の対応につきましては、平成二十七年以降となる見込みであるというふう聞いております。

次に、四つ目の農業委員会の役割についてでございますが、農

業委員会は農地に関する業務を行っておりまして、農地に関する各種情報が集まっております。特に農地利用配分計画を作成するに当たりましては、農地の地番、消費者等の情報を把握している農業委員会との連携が必要でございますので、機構の業務推進に協力することといたしております。

最後に、機構等による説明会についての御質問でございますが、平成二十六年四月以降、農地中間管理機構及び岐阜県による農地中間管理事業の推進に係る市町村やJAに対しましての説明会は、これまで五月十五日、五月二十九日、六月六日の三回にわたりにして説明会が開催されたところでございます。

また、受け手の募集につきましては、現在の機構の実施計画では七月から募集を開始するというふうに聞いております。以上でございます。

〔八番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 先ほどの回答の中で、担い手の個人の耕作

面積の平均面積が十・四ヘクタールという回答でございました。ある調査によると、現状の米の生産コストは六十キロ当たり全国平均で一萬六千円だそうです。これが生産統計で経営面積十五ヘクタール以上では一萬一千円まで圧縮できるとい統計もございまして、先ほどの答弁の十・四ヘクタールと、もう少し努力していただいで、この数字をクリアできるように希望いたしました。私の一般質問といたします。

以上で終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、八番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） たいま議長より発言の許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

テーマは二点ございますが、通告に従いまして、まず最初に、養老町の将来人口についてをお伺いいたします。

このテーマは、昨年の十二月議会でも質問をさせていただきましたが、そのとき町長は、子育て支援を重点に位置づけ、乳幼児医療の窓口負担の無料化、延長保育や一般保育のサービスの充実、預かり保育や留守家庭児童教室の開設等、子育てが安心してできる環境整備を行い、また出生率の向上に向けた施策として、特定不妊治療助成制度の実施、また東海環状道西回りルートに係る波及効果を勘案し、安心して生活ができる住環境整備や魅力あるまちづくりのためのイベント開催など、定住促進に向けた新たな政策の実施をしていくと答弁をいただきました。

しかし、それから近隣の市町を見させていただきましたと、現在実施されている施策は近隣市町でも取り組みがなされ、目新しい施策ではないと考え、転入を考える転入対象者の身になって考えると、養老町の取り組みは魅力ある施策とは言えないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

先日発表された国立社会保障・人口問題研究所のデータによりますと、養老町の二〇二〇年度の人口は二万八千六百五十九人と推定されています。第五次総合計画、絆プランの二〇二〇年度の目標数値は三万二千人であります。このまま国立社会保障・人口問題研究所のデータの数値で推移すれば三千三百四十一人の減少で、第五次総合計画での二〇二〇年度の目標数値が達成できないこととなります。

また、二〇四〇年度では、人口が二万二千二百人となる推定が

発表され、二〇一〇年度を百とした場合、二〇四〇年度は九千三百二人も減少になり、減少率は二九・一％であります。ただし、人口移動が収束しない場合には、二〇四〇年度の人口が二万六百二十四人となり、減少率が三四・二％にもなっております。

二〇一〇年度、平成二十二年度といえど町長が就任された年でございます。町長が就任された年以降の養老町の人口推計は、二十二年には三百七十七人の減少、二十三年には二百七十四人の減少、二十四年度は四百四十一人の減少、二十五年には四百五十五人の減少であります。就任されて以来、四年間で一千四百八十七人の方が養老町を去られた、このようになると思います。

中でも二十から三十九歳までの出産適齢期の女性に絞ってみると、二〇四〇年度の養老町の推定人口が二万二千人で、そのうち女性の人数が一万一千三百九十七人で、そのうち出産適齢期の女性は千八百七十七人、また六十五歳以上の高齢者の女性は四千七百七十八人です。人口移動が収束しない場合は、出産適齢期の女性は、先ほどの推定人口よりも二百八十八人減少で一千五百八十九人と、一段と減少する推定が発表されています。

二〇一〇年度は出産適齢期の女性の人数が三千四百九十名、生まれた赤ちゃんの人数は二百四十名であります。これの出生率は六・一％です。出生率六・一％で二〇二〇年度を計算すると、出産適齢期の女性の人数が二千七百九十七名、生まれる赤ちゃんの人数は百七十一名です。また、二〇四〇年度に生まれる赤ちゃんの人数は、約半数の百十五人です。例えば二人に一人が女の子とした場合、二〇四〇年度は、養老町で一年間に女の赤ちゃんは五十八人しか誕生しない計算になります。このように、養老町も少子・高齢化の社会現象下であるため、生まれる赤ちゃんよりも亡くなる方のほうがはるかに多い状況であります。

先ほども言いましたが、町長が就任された年からきょうまでに約千五百名の方が養老町を転出し、また去っていかれたことになります。これは大変なことだと思いますが、いかがでしょうか。養老町の人口動態は転出者が多く、転入者が余りにも少ないということがあります。

この減少理由が、岐阜県総合企画部統計課の平成二十五年十二月更新のデータに掲載されていました。このデータによりますと、養老町の転出者の理由の第一位は結婚、離婚、縁組みなど、第二位は職業、仕事、就職など、第三位は学業上の理由であります。私は、結婚しても住宅の問題、子育ての問題、仕事の問題、通勤の問題、またお金、資金の問題等が上げられるようです。特に特記すべき一位、二位の転出者の世代ですが、二十代、三十代の男女が群を抜いて多いのに驚きを感じます。

転入者を見ると、平成十五年度には一千四十六人の転入者が見えになったが、年々減少していき、この平成二十五年度には六百六十八人と激減をしています。この理由には、住宅事情、環境、利便性を上げている方が多くあります。現状のまま、この施策でこの先も続けるのならば、養老町は消滅してしまう危機的状況にあると思いますが、町長、いかがでしょうか。一日でも早く、近隣の市町よりも早く思い切った施策を打ち出し、転出の防止策と転入者が養老町を受け入れてくれるような施策、環境整備策を打ち出し、養老町のよさをアピールすることこそ、一日も早く行わなければならないと思います。

今年度から取り組みが始められた婚活支援事業は、今の養老町にとって絶対に必要な事業であります。この事業が拡大し、継続して行われていくことこそ成果が出ると思います。大いに期待をしております。

私がこのような施策を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

住宅購入助成制度、転入者には新築、古民家を購入した場合、固定資産税を五年間にわたり納税を免除する。二点目、二十から三十九歳までの新婚カップルで養老町に住所を登録し、一年以上超えた者にお祝い金を地域振興券等で贈る。三点目、転入者全員に有効期限三年程度の証明書を発行し、町民プールなどの公共施設が無料で使用でき、また各商店や企業にも協賛いただき、証明書の提示で特典が得られる仕組みの構築など、このような施策は近隣市町では行っているところは少ないと思います。このような目玉商品ならぬ施策の目玉として広くPRし、プロモーションビデオ等を作成し、県外・県内に広く広報活動を行ってはいかがでしょうか。ここで町長の答弁をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいまの三田議員の御質問にお答えを申し上げます。

人口減少というのは、地域の活力が失われることにつながりますし、その対策は喫緊の課題であるというふうに考えているところでございます。

この人口減少を食い止める、または人口をふやすための施策ということとは、今いろいろな方向から考えられるわけでございますけれども、まず町内への企業誘致や事業者などを支援することによって産業を振興し、雇用の創出を図るなど、町民の町外への転出を減らすことや、これらとあわせて地域の魅力を高め、UターンやIターンを促進するなど、転入者をふやすことが考えられます。

また、結婚から出産、育児を切れ目なく支え、子供を産み育て

やすい環境整備を図ることや、子供のすこやかな成長のための教育環境の整備など、子育て支援の充実により出産を促すことなどが考えられます。また、さらに医療体制の充実や健康づくりの支援を通じて、高齢者が健康で元気に長生きできるような環境整備を進めることなども考えられるわけでございます。

しかしながら、どんな施策もすぐに成果を得られるものではないでございます。また、このまま手をこまねいるわけにもいかないことから、本町では、今年度から少子化の要因の一つである未婚・晩婚化に歯どめをかける取り組みとして、近隣市町に先駆けて、結婚を望む若者を支援する人材を養成することや、出会いの機会の創出を支援することなど、婚活を支援する新しい事業に取り組んでおるとございます。

結婚を望む男女の出会いには、仲人を介したお見合いが従来からございましたけれども、仲人役が減ってきたことや、恋愛結婚を望む人が多くなつたという影響で見合い結婚は減少を続けております。また、紹介できる未婚者が減り、個人で行う仲人も減少してきていると思われまます。そのため、未婚の男女が出会いを求め、みずから活動することが必要な状況になっていっているわけでございますけれども、そうしたことから、まずは出会いの機会を提供するため、町内の五人以上で組織する団体が企画・運営し、結婚を目的とする男女を対象とした大規模なイベント、通称「街コン」や、身だしなみ研修やデートの会話練習等を行う結婚セミナーなど、結婚を後押しする事業を主催する者に対して、補助金を交付し支援をしてまいります。

しかし、このような婚活イベントは、みずから積極的に結婚活動を行う人を対象にしたもので、なかなか外に出ない人や交際範囲が狭い人、コミュニケーション能力に自信のない人など、ます

ます取り残されてしまう傾向にあると考えられます。こうしたことから、現在、町では地域の世話人、婚活サポーターと言っておりますけれども、これの仕組みづくりを進めており、独身者の婚活をボランティアで応援する婚活サポーターを養成してさまざまなお見合いの機会を提供するなど、未婚化・晩婚化の傾向に歯どめをかけ、少しでも少子化のスピードをおくらせることができればと考えております。

いずれにしても、町内インフラの整備、これは東海環状とか、そういった利便さ、また養老改元一三〇〇年プロジェクトの実現、これは魅力あるまちづくりでございますけれども、また福祉施策、女性施策の充実等、各種施策を総合的に実施するなど、今後は転出を抑え、転入を促進して人口の減少幅をできるだけ抑制し、定住を促進するための対策を複合的に推進することが重要であると考えております。

今年度は、町子ども子育て支援事業計画の策定から町第五次総合計画の中間見直しに当たります。これらを考慮して、人口減少に対する施策を検討し、危機感を持って早急に新たな施策を打ち出してまいりたいと考えております。

なお、三田議員から提案いただきました事案のうち、まず一番目の件ですけれども、税の優遇策ということについては、現在、新築住宅の取得を税制面から支援するために、現行の固定資産税を三年間にわたり二分の一を減額しておりますけれども、町独自の制度として、さらに残りの二分の一を減額、もしくは固定資産税相当額を定住促進対策奨励金などとして交付するなどの施策が考えられわけでございます。地方自治体にとって固定資産税は、景気動向に左右されることが少ない安定した財源であること、また税の負担の公平性の観点からも考慮しなければならぬと考

えております。人口減少対策として、若者、特に子育て世代の定住化促進のための施策として必要性を認識して、近隣市町や先進事例などを参考に、持続可能で養老町に合ったソフト面の整備方法など、今後検討をしてみたいと存じます。

次の結婚祝い金支給についてでございますが、自治体において過疎対策の一環として実施されている例もございますが、定住期間や転入期間等の支給基準についての課題や、その効果があるものかどうかという検討も必要と考えます。また、他の自治体では、三世代同居世帯に対する子育て奨励金の事例もございますので、当町としましては、三世代以上の同居世帯に対する支援対策について検討をしてみたいと考えております。

また、転入者に対し、公共施設利用料の減免や町内商店、それから企業での特典等の優遇措置を講ずることということでございますが、定住促進を図る手段の一つであるとは思いますが、既居住者からの不公平感が出ることも、また各商店や企業の協賛を得ることについて、現在の経済情勢下では理解を得ることはなかなか難しいのではないかと考えます。関係団体の意見も拝聴しながら、その優遇方法も含めて検討していきたいと考えております。

最後に、絆プランに掲げます子育て世代の負担を軽減し、定住したくなるような支援、若者層の定住環境整備として若い世代が対象となる子育て対策につきましては、現在、町次世代育成支援後期行動計画と、これが平成二十二年度から平成二十六年までと定めて、すこやかな子供の育ちや安心して子育てができる町を築くことを目的に、百五十六項目に及ぶ施策が掲載をされております。こういったものを確実に進めていくことが、人口減少に歯止めをかける大きな要因になるのではないかとというふうに考えております。

全国の地方公共団体が参加して設立されました一般財団法人地域活性化センターというのが、平成二十五年三月に策定しました「若者定住促進施策の現状と課題」という、これだけの量のものになりますけれども、この中で、市町村が実施されている支援策の分野ごとが示されておるわけでございますけれども、同様の施策を新たに導入する自治体もあれば、廃止する自治体もあるというところでございます。

一例的にはでございますが、廃止された施策の中には、家賃、住宅助成金、議員が今提案されていたような施策であるとか、結婚・出産助成金等でございます。その分もございまして、若者の結婚支援事業というのも、これからするのではなく既に廃止に向かっているという施策もございます。その施策の中で、どうしてこの施策をやめたかということは、期待した効果があらわれなかったというのが三七・五％と最も高かったということで、必ずしも結びついていないということでございます。そういったことを考えて、皆様方のお知恵をかりながら、さまざまな支援策等を考えていくことだろうというふうに考えております。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま町長に答弁をいただきましたが、少子・高齢化の社会現象下では、人口減少もやむを得ないところではあります。養老町が現実には他の市町よりも人口減少の率が高い、このことを物すごく重点に考えていただきたい、かのように思います。

といいますのは、この近隣市町でいいますと、輪之内町、池田町は二〇四〇年度に養老町が七〇・九％という人口の率でござい

ますが、輪之内町に至っては九二・六%、池田町に至っては八八・七%、かなり高い数字を示しておみえになると。これは人口減少に対しての歯どめ策が今までに培ってきている、こう解釈をしますが、両町を見ますと工場誘致に積極的である。住民に働く場所の提供、これをコンセプトに町の施策として取り組んでこられた結果、こういう数字になっておるといふふうに思います。養老町も、減少の率が高いという汚名を返上するためにも、工場誘致に積極的に取り組んでいただき、町民に対し、働く場所の提供を今以上に取り組んでいただきたいが、いかがでしょうか。

東日本大震災以降、企業がリスクを回避するために工場の分散化に取り組んでいる会社がふえています。今がチャンスですよ、町長。先頭に立って、トップセールスマンになって工場誘致を推進していただきたいが、いかがでしょうか。これに対する答弁をよろしく願います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質にお答えをさせていただきます。

雇用の場の創出というのは最優先で考えなければならぬということ、当然に承知しているわけでございます。そういった意味でインフラ等の整備を強力に推進してきたところでございます。やがて東海環状自動車道の養老インターまでの開通が三年後、一三〇〇年祭事業が三年後ということ、やはりそこに向けて魅力あるまちづくりをPRし、同時に企業誘致等、いかに養老町が利便性の高いところにあるのか、また魅力のあるまちであるのか、そういったことについては、当然ながら進めておるところでございます。今までは整備等に少し時間がかかっておりましたけれども、今後については、議員のおっしゃるよう先頭に立って企業の誘致に向けて働きたいと考えておりますので、よろしく御理解

をいただきたいと思えます。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 今まで条例等の整備等に時間がかかって、

これから効果が出てくる、これから行動に移すということでございますので、宮崎県知事をされておりました東国原前知事も、県のトップセールスとなって宮崎県を全国区に押し上げたという事例もございますので、ひとつその心になっていただきたい、かように思います。

先ほど町長の答弁の中で、私が転入者全員に証明証を発行し、町民プールなどの公共施設が無料で使えるシステムの構築の提案をさせていただきましたが、いろいろと公平性に欠ける部分があるというようなこともお話になりましたが、私は転入者をふやす、転入者の思いを考えると、何か目玉になる施策を打ち上げる。今、東海環状道、また養老サービスエリアによるスマートインターチェンジの開設等、インフラ整備は確かに近隣市町よりもすばらしい環境になると。こういう環境になる中でそれを取り組んでいくならば、例えば輪之内町に転入しようと考えておった転入者が、いや、養老町も交通の便がいいと、また住みやすい、またこういう施策があるので養老町に転入しよう、こう選択肢を広げてくれる、私はここに着眼をしていただきたい、かように思うのであります。

そういう意味でいけば、本来であれば保育園の保育料、これも助成の対象にするというようなことも言いたい。それから健康志向で体育館等の使用も無料にするということをしたい。そういうことをしていただくことによって、新しく転入者がお見えになったときに、養老町はすばらしいところだと、またそういう公共施

設に絶えず足を運んでいただける。この事例が、その新しい転入者の方が、養老町はいいよ、住みやすいよ、こういうふうには養老町よりも県内・県外の皆さんにアピールをしていただける、宣伝マンになっていただける、こういうことだと思いませんか。だから、不公平性を超えた効果がある、私はかように思います。

そういう意味において、親孝行の町として認知され、また養老町に住みたい町ナンバーワン、こういうキャッチフレーズでひとつ転入者をふやすための施策として、この事例も取り上げていただくと思いますが、最後にもう一度、町長の思いを聞かせてください。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 最近、さまざまな自治体が補助とか助成金を使って人口の転入等を考えるということですが、やはりそれは一時的な施策であると私は考えます。根底にあるのは、やはり地に足の着いた施策を地道に重ねていくことだということだと思います。一つのパフォーマンスとして大きな施策を打っていくということも重要かもしれませんが、今は一三〇〇年祭という一つの契機を捉えて、町民挙げて町の魅力をアピールする、それによって養老町はいいところだなあと感じていただくこと、またインフラ整備を確実に進めて、養老町ならどこへ行くのも便利などところだと。企業としても立地条件がいいと、そういうふうに言っていただけのことだと思います。

こういったことを積み重ねながら、養老町の人口減少を食い止め、そして転入者がふえるような施策が次々に出てくるのではないかとというふうに考えております。以上です。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） それでは、テーマを二つ目に変えさせてい

ただきます。薩摩義士顕彰についてであります。

薩摩義士の偉業は、我々の世代の方々にはよく御存じの歴史の事実であります。顕彰となると養老町全体の考え方に意識、温度差があるように思います。特に学校教育の過程で養老町の小学校全校が温度差をなくした授業が行われていないように思います。薩摩義士にかかわる池辺小学校の授業の内容、レベルが望ましいとは思いますが、いかがでしょうか。また、養老町内全小学校の生徒諸君に、薩摩義士にかかわる史跡、薩摩義士役館跡、浄土三昧、治水神社、天照寺の見学等をさせてはどうか。

また、五月二十五日、鹿児島市の平田公園で行われました薩摩義士頌徳慰霊祭に、行政、議会、地域、中学校の生徒諸君は毎年参加しています。今年度は高田中学校、東部中学校の生徒諸君は、鹿児島市の甲東中学へ交流を目的に訪問し、養老の滝「孝子伝説」や宝暦治水に関する史跡の説明をし、交流を深めたと鹿児島県の地元紙、南日本新聞が五月二十四日付の朝刊で掲載をしております。南日本新聞によると、本年度は薩摩義士の宝暦治水二百六十周年の節目になり、これにあわせ甲東中学校の生徒諸君が養老町を訪れる予定であると記事は伝えていました。

そこで、鹿児島市の生徒諸君を養老町へお迎えをすることを契機に、一歩進んで、両市町の交流を深めてはどうか。この中学生のように、行政、議会、地域の代表の人たちはせっかく鹿児島まで行かれるのであるから、鹿児島市の市町との交流をし、養老町のアピールをしていただき、今回も養老町のアピールをしていただきましたかと思いますが、ことしのこととはともかく、来年度からは鹿児島市の市町との交流を始めてもよいのではないかと思いますか。

私も薩摩義士頌徳慰霊祭にライオンズクラブを代表して参加さ

せていただき、その後、鹿児島ライオンズクラブと日置中央ライオンズクラブへ訪問をさせていただきました。また、日置市役所を訪れ、日置市の市長に面会を求め、養老町と改元一三〇〇年祭をしつかりとアピールしてまいりました。行政、議会、地域の代表の人たちは、慰霊祭の参加で帰ってくるには、余りにも実がななく寂しく思いますが、いかがでしょうか。

また、薩摩義士頌徳慰霊祭の参加に対して、池辺地区の人たちだけではなく、派遣を町全体から選抜してはいかがでしょうか。以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） 三田議員さんの質問にお答えいたします。

薩摩義士に関する学習について、池辺小学校が大変レベルの高い学習をしているということ。それについて、ほかの学校についても同じように学習する必要があるのじゃないかということ、役館跡とか浄土三昧、治水神社等の史跡を町内の子供たちに見学をする必要があるんじゃないかという御意見をいただきました。

確かに三田議員さんのおっしゃるとおり、池辺小学校では社会科の授業とか総合学習の時間、それから地域めぐりとか運動会などでも薩摩義士に関する学習を全校的に計画的に行っているところ。他校では全く行っていないかといいますと、四年生の社会科、「郷土を開く」というところで年間七時間から八時間程度、薩摩義士や治水についての学習をしているところ。池辺小学校と同程度にするということは非常に時間もかかって、地理的に離れているところもあるので、同程度にすることは非常に無理があるかと思いますが、四年生が海津の施設へ行くときに池辺を通るといふこともあり、そういった学習の見学コースと

して入れるとか、それから生涯学習で今スマホで地域をめぐるといふことを検討しているんですけども、そのコースの中に薩摩義士の史跡を入れていくなど考えているところ。そして、子供たちだけではなくて、地域の方々にも薩摩義士の偉業について広めていきたいというふうに考えております。

二点目の鹿児島市との交流についてはどうかということですが、教育委員会といたしましては、薩摩義士頌徳慰霊祭に合わせて、高田中学校と東部中学校、もう十年になるんですけども、生徒会の子が多いんですけども、二名ずつ四名と、校長が多いんですけど、五名で甲東中学校と交流しております。今年度は、交流十年ということ、宝暦治水二百六十周年、それから町制六十周年記念事業の一環として、甲東中学校の生徒十名ですけど、こちらにお呼びするという計画をしております。東部中学校の生徒や池辺地区にある史跡の見学を通して交流を図ろうというふうに考えておりました。現時点で教育委員会といたしましては、甲東中学校の交流については充実させていきたいと考えておりますが、鹿児島市等特定の市町との事業拡大については考えていないところです。

三つ目の質問ですが、鹿児島市へ派遣する対象を町全体に広げているかどうかということについては、以前にも御質問をいただいていたと思うんですけど、これまで鹿児島市への派遣については、池辺地区の代表三名が薩摩義士顕彰会役員会で人選を行って参加していただいています。しかし、薩摩義士の偉業を多くの町民に知っていただく観点から、今年度の派遣に当たりましては、池辺地区代表を二名として、一名は町内から公募して選出することにしました。来年年度につきましては、広報掲載時期を早める

などしてより周知を徹底し、池辺地区以外の町民の方にも参加していただけるようにしていきたいというふうに考えております。以上です。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま教育長から御答弁をいただきました。とりあえず子供の教育、また先人の遺業を受け継いでいくという観点からも大切なことだと思えますので、ひとつその辺のところも考えていただきたいと思えます。

再質問でございますが、東日本大震災の教訓からも、鹿児島はどこかの市町と提供してはいかかでしょうかということ。例えば東日本大震災のときのように役場機能が麻痺してしまった場合などを想定し、データの喪失などの防止、このことを踏まえ、相互にデータの保管・管理等を行ってはいかがか。また、お互い助け合いの精神で、メリットを前面に出して姉妹提携まで進めていただきたいが、いかがでしょうか。町長の答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず第一に、データ喪失という東日本でそういった問題が起きた件についてでございますけれども、戸籍のデータ保管について、これまでは各市町村に備えつけの正本と、それから管轄の法務局での保管副本によって行っていたわけでございますけれども、御指摘のように、東日本大震災において四つの市町で役場が津波の被害を受けて、戸籍の正本が全て喪失したということから、法務省が中心になりました、同規模以上の災害時にも耐え得るような安全な戸籍情報の管理方法が構築をされ、昨年十月から新たな管

理システムに運用されております。戸籍副本データを管理するセンターを遠隔地に新設して、毎日バックアップデータを送信することによって、災害時における事務機能の早期完全復旧を実現がすることが可能でございます。

次に、住基についてでございますけれども、これの保管につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの導入に当たりまして、市町村では、既存住基システムと住基ネットワークシステムとの橋渡しをするコミュニケーションサーバーと、異なるネットワーク間を接続しているゲートウェイサーバーが設置されて、既存住基システムと連携した住基ネットワークシステムの構築と運営の役割を果たしております。住基ネットワークシステムにおいては、毎月データのバックアップ処理と日々のバックアップ処理によりデータを管理しております。

また、既存住基システムにおいては、クラウドを遠隔地に設置しており、サーバーの管理システムの徹底化により運用に万全な状態を期しており、災害時における早期完全復旧が可能な円滑な運用がなされておることでございます。

つきましては、災害時に住民の基礎データなどを管理保管する役割を主として、遠隔地での市町村との姉妹連携というものは必要はないというふうには考えております。姉妹都市提携ということにつきましては、現在は考えておりませんが、今後分野での交流活動が綿密になったり、先方から提携等の申し出があった場合には、関係者と協議しながら、そのあり方などについて考えてまいりたいと考えております。よろしく御理解をいただきたいと思います。以上です。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま町長が答弁されましたデータの保管に関しては心配無用ということでございますので、以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松永民夫君） 以上で、四番 三田正敏君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は一時十五時分といたします。

（午後〇時二十六分 休憩）

（午後一時 十五分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、二点について質問をいたします。

初めに、消防団員の確保と見直しについてでございます。

まず消防団のあり方でございますが、若年層を中心に地域に必要な消防団員を確保し、厳しい訓練により活動能力を向上させ、地域の防災体制における中核的存在として、住民の安心・安全の確保に貢献し、地域密着性、要員動員力、即時対応力という特性を十分に発揮するために、地域に必要な体制を整えることが期待されている団というふうにならわっております。

御存じのように、全国的には常備化が一〇％程度であった昭和二十九年でございますが、消防団員数は二百万人を超えていたところでございます。しかしながら、常備化の進展に伴って減少を続け、常備化率が九〇％を超えた昭和六十年代から約半数の百三万人に減少し、その後もさらに減少を続け、平成二年には百万人を割り込み、平成十六年では九十二万人という減少を見ているそう

でございます。団員数が減少するということは、地域の防災力の低下に直接結びつくことになるということでございますので、各都道府県、市町村では、必要な組織を確保・維持するための団員の確保に苦慮をしているというのが現状であるようにございます。そこで、養老町の消防団の実態についても、若年層の減少や職場の環境、または県外勤務等によりますところの遠勤での活動能力の低下が考えられておるところでございます。

具体的に、池辺の状況を申し上げます。

各部、特別団員が二名、三名おります。全体では十名の組織が標準となっておりますが、例えば一部の根古地でございますが、団員は九・八戸に一名、二部の釜段につきましては五・九戸に一名、また三部の大場でございますが、八・五戸に対し団員一名、また四部の瑞穂でございます。これは大きな地区でございますが、二十四・三戸に一名、また五部でございます、ここにつきましてはポンプ車がございますので、団員全てが十二名という人数でございますが、大巻区でございます。二十一・八戸に一名、六部の高柳、小坪でございます。八・六戸に一名という、団員数も戸数割にしますと非常にばらつきが見られます。したがって、少ない戸数に対する団員数の数が要求されるところについては、各団員の確保に苦慮をしているというのが現状でございます。それからまた、池辺には平東という大きなニュータウンがございます。ここにおきましては三百三十数戸ございますが、自主水防隊というのが有志にて組織されておりますが、消防団組織はございません。これは、消防団員の基本の、有事の際の昼夜間を問わず、あらゆる災害、厳しい訓練に参加することができるといふ基本的な制度による団員が在籍をしていないということでございます。これは重要な消防団員の活動環境の整備がなされていないという

ふうに考えられるものでございます。

また、養老町では、先ほど来話に出ております二〇四〇年には、人口が二万人弱というふうにされております。今後の消防団員の確保が深刻化し、今後の大きな課題であるというふうに考えられるわけでございます。

ちなみに、池辺の第五分団第三部、大場でございますが、消防員さんが、たまたま小学校一年生以上の長男、つまり跡取りの人数を把握しながら、現在の団員が今後何年入団していなければならぬかを検討されたそうでございます。その結果、二十歳の団員が通常の回り年齢で入団した場合、二十年ほど在籍しなければ退団できないというような、要するに二十一年間に十人以上の子供が生まれぬという考え方になるかと思えます。そういうシミュレーションがなされたという話を聞いております。

そこで質問でございます。

先ほど来申し上げました池辺地区では、各部の戸数割合の団員数に非常にばらつきが見られます。他の地区と比べましても数倍というところもございます。これにつきまして、各部ごとの人数の見直し、または再編の検討はあるのかをお尋ねいたします。

二つ目でございます。平東地区でございます。先ほど来申し上げますました三百三十数戸の住民の中で、消防団編成はございませんが、例えばこの地区の皆様方に消防団の有無、そんな意思の確認、そういったものをされたことがあるのかどうか。また、それについて今後編成のお考えはどうかというのをお聞きいたします。

また、三つ目でございます。現在、消防団員でございますが、先ほど申し上げました職場の環境や県外通勤というものの状況において、有事の際の瞬時の活動に支障が考えられます。地区において、募集等によって活動可能な人材の確保による準組織化とい

いますか、そういったものの編成は可能かどうかというのをお尋ねいたします。

また、四つ目でございます。女性防火クラブというのもございます。現在活動されてみえます方々に対しては非常に敬意を表するものがございますが、聞き及ぶところによりますと、組織化というのは各地区において十分になされていないというふうにお聞きをしております。この辺の実態についてお尋ねをしたいと思います。

以上四点でお尋ねをいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 大橋議員の御質問にお答えをいたします。

まず第一点目でございますけれども、池辺地区では戸数割合が数倍となつております。今後、再編の検討はあるかということでございますけれども、養老町内の各分団における消防団員数と世帯数の割合を調査いたしました。この場合、二倍強の分団がありましてけれども、それ以上のかげ離れて世帯割合が多かった地域はございませんでした。消防団員の定数削減については、平成二十一年に検討を行いました。地域の実情や減員に対する地域の反発等、理解を得られなかったこともあり、実施には至りませんでした。

池辺地区に關しましては、各部の世帯割合に差はございます。議員おっしゃるとおりでございますけれども、水防団員との兼ね合いもあり、現在の災害対応能力を低下させない範囲で柔軟な考え方で対応していくことが必要であることから、団員の選任については部単位で考えるのではなく、地区全体で協議していただいております。分団単位において、総団員数を確保するようにしていきたいというふうにご考えております。しかしながら、将来的に定数減について多くの地区から要望がございました。人口減が続けば、町から定数削減をもう一度提案しなければならぬかと

考えております。

二番目の平東地区における消防団組織の編成ということでございますけれども、養老町消防団の充実強化を進めていくには、町民皆様の御協力、御理解が必要不可欠でございます。平東地区において、消防団の設置については、平成二十一年の養老町行財政改革の主要課題として取り上げられました。しかし、数度の話し合いの結果、地域の事情から実施には至りませんでした。

このようなことから、もう一度地域住民の地元消防団への理解、協力体制がどのようなものなのかを、池辺地区全体、大場地区、また平東地区の方々との話し合いの中で消防団の必要性が認められれば、消防審議会に提案し、前向きに改善したいと考えております。

それから三番目の、現在の募集による活動可能な人材確保、遠勤の方々がすぐに帰ってこれないというような意味だと思えますけれども、近年、消防団員の職場等環境の状況を見ますと、会社員等被雇用者が多く、遠隔地通勤が年々多くなり、日中の災害等が懸念されるために、平成十二年から特別団員制度を取り入れて、現在に至っております。しかし、有事の際における消防活動には支障を来すおそれがあるため、地元の自主防災隊、女性防火クラブ等の会員、また地元企業、消防団OBなどに御協力を求めながら体制を整えていきたいと思っております。

現在、団員の確保につきましては、地元区長さん、消防団幹部の方々をお願いしております。議員提案の、新たに募集等で活動可能な人材の確保については、現在の団員確保のあり方との整合性を検証した中で、各関係者と議論を重ね、その方法や対応等を検討してまいりたいと考えております。

それから、四番目の女性防火ということですが、これ

はちょうど私も就任当初だったと思いますが、女性防火クラブの位置づけということで、区長連絡協議会のほうにこの件を提案させていただきましたが、そのときの区長さん方の御意見では、時期尚早ではないかというふうなことで、実現に至っておりません。しかし、先ほど議員もおっしゃってみえますとおり、人口が減り、また地域防災能力の低下等が考えられますので、もう一度この女性防火クラブのあり方、それから組織化といったもの、それからその分担部分等を検討させ、また皆様方に御協議をいただきたいというふうに考えております。以上です。

〔三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 消防団員の活動環境の整備という観点からも、消防団への参加する住民の範囲を広げていくことが重要であるということと、自分たちの地域は自分たちで守るんだというのが、有事の際の基本的な理念であるというふうに考えております。当然、訓練された人材だとか、災害保険の行き届いた中での活動が理想ではございますが、一つの案として再質問をさせていただきます。

例えば、今、池辺地区について、戸数割については非常にばらつきがあるという話でございますが、池辺地区では戸数が約千八十数戸だと考えております。その中で、現在の団員数が六十四名ということでございます。一名当たりの戸数割にしますと、十八・五戸に対して一名という割り方が出てくるというふうに考えます。したがって、先ほど来、大場だとか小坪だとか、五・九戸に一名とかいうものが、例えば大場地区であれば四・六人選べばいい、例えば釜段でいったら三・二人でいいんだというふうな数字的になるわけですが、そういった割り方というのは今後検

討されるようなことはないでしょうかというのが一点でございます。

それと、三番の募集による活動可能な方というのは、私の地区、小坪でございますが、消防経験者、先ほどおっしゃっておるOBなんかも当然おりますので、年に一回、消防団とともに、訓練ではありませんが、ポンプの動かし方の講習会とかをやっております。若年層がいないときの有事の際には、OBが扱えるような訓練とまでは言いませんが、講習を行っておる状況でございます。したがって、準組織の編成と申しますか、そんな形での、いわゆるシルバー隊とかいうような考え方ですが、そういったものの考え方はないのでしようかという二点を再質問いたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 団員確保の問題につきましては、先ほども述べさせていただきましたが、分団単位での選出という形でお願いをしたいというふうに考えております。

また、部等も、人員が減っていく中で分団の再編もあり得るのかなというふうには考えます。基本的には分団単位、池辺なら池辺の中で、区長さん、それから消防団幹部等、皆さん方の御意見を集約していただいて、確保に努めていただきたいというふうに考えます。

また、新たな募集の考え方で、OB、もちろん特別団員という形でさまざまな方が入っておられると思えますけれども、こういった方も、訓練等をしていただくということは大切なことだろうというふうに考えますので、この点は考慮したいと思えますが、新たな組織として、違う意味での、例えばOB団であったり、シルバー団員だったりということになりますと、災害時の保険、さまざまなことが考えられます。こういったことができるかどうか、

今後、私どものほうでも検討をしていきたいというふうに考えます。以上です。

〔三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） それでは、各地区平等に、明瞭な組織編成をされることを望みまして、一問目の質問を終わります。

それでは、次に第二問目でございます。

薩摩義士の関連行事についてでございます。

薩摩義士の偉業について、また養老町とのかかわりについては、昨年九月の第三回定例議会の一般質問の折、私は説明をいたしましたので、今回は省略をいたします。

また、その際には、今年は薩摩義士の宝暦治水二百六十周年の節目であるということで、他の市町村と同様に、養老町についても多数の参加者を要望いたしました。今年度については、例年どおりの参加者数であったということでございます。水害を経験しております池辺地区の町民としては、少し残念な思いでございます。

それから、先ほど来、教育長のほうからお話ございましたが、ちなみに、薩摩義士の偉業をたたえて、感謝の気持ちをおわすというふうなことで、多くの池辺地区民が町の行事に参加をさせていただいております。御紹介をさせていただきますが、一つに、私、非常に關心をしておるのは、池辺幼稚園の園児でございます。町の芸能大会に毎回参加をいたしております。この子たちは、四月の初めに入園をし、芸能大会は四月末でございます。わずか数日間の間に薩摩義士の踊りを覚え、披露をしてくれております。本当に感心をするものでございます。

また、小学校についても、教育長が先ほどお話をいただ

ました、いろんな形で偉業をたたえて感謝の意をあらわしてくれておるといふふうに考えております。

また、有志の会でございます。御存じのように、薩摩義士踊り保存会というのがございます。まさに関連行事はもとより、幾多の町の行事にも参加をいただいております。先般も、まだ最近でございますが、親と子の触れ合いの場でも薩摩義士の踊り保存会が出演をいただいたというような事例もございます。

また、ことしの四月でございますが、関西の鹿児島県人会の大会が京セラドームでございます。この大会が開催されました折にも、会場で薩摩義士の踊りを披露していただきました。鹿児島の方々に養老町の感謝の意を伝え、鹿児島とさらなる交流を深めていただいたといふふうに思っております。当然私も参加をさせていただきました。

また、御存じのように役館跡、また浄土三昧、そういった施設では、有志のボランティアによりまして、役館跡では薩摩花壇と称し、管理していただいております。根古地の浄土三昧も同様でございます。多くの参拝者を呼び込むための、また環境美化に協力を願っておるといふふうで、本当に池辺の方々には薩摩義士の関係は本当にお世話になっておるといのが私の意でございます。そこで質問をさせていただきます。

一つ目に、先ほど三田議員の質問の中で教育長さんがお答えをいただきました。私が、鹿児島島の慰霊祭はことしは節目でございますので、より多くの参加を要望いたしておりました。その中で、前年までは池辺代表三名で予定をしておりました。ところが、ことしは池辺は二名、一名減でございます。その一名は、教育長がおっしゃいました公募をしたということでございます。ところが、公募数はゼロであったといふふうにお聞きをいたしたわけでございます。

います。

質問でございます。例えば公募をされたわけでございますが、その公募の理由は、当然町全体にそういったことを戒めるというお話でございます。ならば、その人の選考基準はどういったものだったのかの質問をいたします。

それから、池辺二名については、昨年までは三名ですが、負担金を支払いながら鹿児島へ出かけております。公募の方についての負担金はどのような形になっておったのか、お聞きをいたします。

それから二つ目でございます。薩摩義士役館跡、また根古地浄土三昧等の施設の管理費とまでは言いませんが、助成金三万円でございます。これについては見直しとなりました。その理由は、なぜ見直しになったのかということと、昨今、その管理をシルバ―に委託したといふふうに関き及んでおります。これについて詳細をお聞かせ願います。

また、三つ目でございますが、鹿児島島の甲東中学校の生徒が前回、東部・高田中学校が鹿児島に訪れた際に、交流を深めたという意味で、十一月十四日から十六日までの間、こちらへ来町し、交流を図るといふお話がございました。その交流の内容の詳細をお聞きしたいと。

以上三点でお答えを願います。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君）

大橋議員の質問に答えます。

まず一名の公募の選考基準でございますが、ことし四月の町の広報に掲載させていただきましたとおり、応募資格は、町内在住で、薩摩義士顕彰に意欲のある二十歳以上の人ということで公募

させていただきました。

負担金につきましては、自己負担として必要経費のうち一万七千円を負担していただくということで、その応募要項にも書いてあるとおりでございます。

選考決定につきましては、書類選考を教育委員会事務局で行って、上位数名を面接して決定する予定でしたが、応募がございませんでした。

二点目の補助金三万円削減の理由については、昨年度、全ての補助金について検証し、その適正化を図る上で、養老町全体の統一的な観点から支援のあり方などを検討した結果、事業に対する補助制度、または業務委託への転換も視野に入れ、該当補助金を削減いたしました。

それから、シルバー人材については、シルバー人材に委託はしておりません。業務委託への転換のための費用の見積もりとして、シルバー人材から清掃業務等の見積もりを徴取いたしました。それをもとに、シルバー人材センターへの業務委託を前提としたものではなくて、地元で管理委託するのが本来のあり方であるということと、地元とも協議いたしました。地元の了解も得られませんでしたので、大巻役館跡については、花壇の管理も含めて大巻上区に三万円、それから浄土三昧につきましては、根古地地区に二万五千円で清掃等の管理委託を進めているところです。

甲東中学校との交流の内容につきましては、生涯学習課長が答弁します。

○議長（松永民夫君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） 大橋議員からの三点目の質問について回答をさせていただきます。

ことしの秋に計画しております甲東中学校との交流事業につき

ましては、先ほど議員が述べられましたように十一月十四日金曜日から十一月十六日日曜日までの三日間を予定しております。

この事業では、甲東中学校の生徒十名と引率の教員一名、鹿児島市教育委員会の職員一名、合計十二名を招き、宝暦治水の地元である東部中学校との交流を開催するものであります。

内容といたしましては、現時点では飛行機の搭乗時間が確定しておりませんので、若干その時間の都合で内容が変わってくるかもしれませんが、現時点で予定しておりますのは、初日の十一月十四日につきましては、昼前後に中部国際空港に到着する飛行機に乗っていただいて、中部国際空港から東部中学校へ向かっていたできます。東部中学校に到着後、校舎内を案内し、体育館において交流事業ということで、甲東中学校の発表、それが済みましたら東部中全校生徒による合唱を予定しております。

二日目の十一月十五日土曜日につきましては、午前中に町内の薩摩義士の関係史跡の現地研修ということで、根古地の天照寺と大巻の薩摩工事役館の視察を予定しております。天照寺では、水谷田鶴子先生の講話と資料の見学を行い、その後、薩摩工事役館跡へ行く予定になっております。

午後からは、ちょうど養老公園のみじまつり期間中でありますので、養老公園へ行きまして、養老の滝、養老神社、菊水泉、元正天皇行幸遺跡、養老天命反転地等、養老公園内の散策を予定しております。

最終日の十一月十六日につきましては、午前中に海津市の治水神社、木曾三川公園に行きまして、こちらでも治水神社の宮司さんのほうから解説していただく予定となっております。一応予定では、この日夕方の飛行機に乗る予定になっておりますので、それまでの間、名古屋市内で昼食をとって、あとどこを散策するか、

こちらについてはまだこれから詳細等を詰める予定であります。以上です。

〔三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） それでは再質問でございます。

先ほど来、鹿児島島の薩摩義士の慰霊祭については、より多くの町民、ないし関係者が訪れるのがふさわしいという考え方の中で、今年、公募はゼロというような形でございましたが、池辺三名をそのままにしていたら、公募人数はプラスアルファという形でお願いができるかどうか、その辺の考え方を再度お聞きしたい。要は、減ることがあっても定数は確保したいという考え方でいけば、公募はプラスアルファではないかというふうに考えております。

それからまた、甲東中学校の生徒がせっかくこちらのほうにお見えになるということであれば、先ほど来、私がやかましく言うております薩摩義士の踊りですか、そんなこともどこかで披露をし、鹿児島への養老町の気持ちといいますか、感謝の思いをそういう形で伝えてみたらどうかと。その行事予定の中に一つ組み込んでいただけるかどうか、そんなことを思い、再質問させていただきます。二点でお願いします。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、自席で答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） ただいまの質問につきまして、予算も絡むことですので、池辺地区三名、すぐ私が答弁するわけにはいかないので、大橋議員さんの気持ちに配慮される方向で検討させていただきたいというふうに思っています。

甲東中学校の交流内容につきましても、議員さんのおっしゃったように、踊りにしても中に組み込めるように、東部中等と検

討していきたいというふうに考えております。以上です。

〔三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） ありがとうございます。

この件につきましては、この場で、短時間でございますので、意は尽くしません、やはり池辺地区民の薩摩義士の偉業に対する感謝の思いを全町民で鹿児島へ伝えていきたい、また後世に伝えていきたいというふうに願っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松永民夫君） 以上で、三番 大橋三男君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 議長より発言の許可をいただきましたので、二つの項目について一般質問をさせていただきます。

まず、養老町グルメ開発について質問を行います。

今年度、平成二十六年予算の商工会費の中で、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業として五百万円が計上されています。予算内示会での話によれば、養老町のグルメ開発を行う費用とのことです、具体的にどのような事業を展開するのか、お答えください。

また、昨年、一昨年と、養老町B級グルメ開発として合計で約一千五百万円ほどが使われました。昨年のゴールデンウィークには、養老公園こどものくににおいてB級グルメグランプリが開催されており、投票の結果、養老町の御当地B級グルメとして、飛騨牛すじ焼きそばがグランプリに選ばれています。今年度予定されている養老のグルメ開発とは、昨年までのB級グルメグラン

プリとの関連があるのか。また、関連があるのならば、どのような感じになるのかをお答えください。

以上二点について、回答をお願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の御質問にお答えをいたします。

本町では、民間の活用や住民との協働を通して、県内外から交流人口の拡大や活性化を図るために「新生よろうまちづくり構想」を策定して、誇りと愛着が持てるまちを目標に事業を展開しております。

また、その実施計画では、改元一三〇〇年祭の具体的な取り組みとして、周知のためのプレイベントの開催・普及・啓発活動とともに、郷土料理や土産物など養老新名物の開発も計画に上げており、現在、取り組んでいるところでございます。

御質問の養老改元一三〇〇年プロジェクト事業の五百万円は、「ご当地グルメ大会」を実施する経費を計上しております。会場は、今年度も養老公園において開催したいと考えております。会場は、B級グルメのみにかかわらず、A級でもC級でもよいと考えており、養老町に關係する御当地グルメとして町内から広く参加店舗を募り、開催したいと考えております。

なお、今回は実行委員会を立ち上げ、その中で、今大会の企画・立案をしていく考えでありますが、メンバーとして飲食を關係とする各種団体にも御参加をお願いする予定でおります。

したがいまして、具体的な事業内容は、現時点ではいまだ決まっておりますが、今大会ではグランプリといった順位は決めず、また出店していただく商品については、日ごろそれぞれの店舗において、メニューとして提供されているもの、あるいは今後メニューとして提供されるものを考えております。

今後、実行委員会において協議をしていただきますが、決定しましたら公表をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、今大会とB級グルメリングランプリとの関連についてでございます。

B級グルメは、一昨年度に緊急雇用創出事業臨時特例基金事業（重点分野雇用創出事業）ということで、補助金を活用しましてB級グルメ発掘事業として、この地でしか味わえないものの発掘を試み、西濃地方の各店舗や町内各種団体等を対象に、取材や出店交渉、インターネットやフリーペーパー情報誌等への掲載等、その企画、編集、人気投票事務、イベント開催告知などを行ってまいりました。そして、昨年度は応募された三十一件のうち、人気投票によりノミネートされた十店舗による「養老町ご当地B級グルメリングランプリ」の大会を開催したところでございます。大会に参加された店舗では、その後も反響があり、県外からもお客様がその味を求めて食べにやってこられるといった効果も出ていると聞いております。

しかし、グランプリに輝きました「飛騨牛すじいり養老焼きそば」につきましては、本町のB級グルメの一つとして、町内飲食店を中心に、メニュー化のお願いに伺ってまいりましたが、なかなか普及いたしませんでした。

今回は、実行委員会の中で、こうした課題等を整理・検証しながら進めることとし、やはり町内の店舗でメニューとして提供していただいている商品を、町内はもとより、県内外の方々にPRしていきたいと考えておりますので、B級グルメリングランプリとは、幾分企画内容は変わるものの、ご当地グルメ大会はB級グルメリングランプリのいわゆる進化版であり、養老町のグルメを県内外

へ発信し、地域の活性化につなげるという本旨は当然引き継いでおり、前回と関連した大会となっております。

養老改元一三〇〇年祭に向けて、各種のイベント等とも連動させ、養老のイメージアップや地域活性化につなげていきたいと考えております。よろしく御理解をいただきたいと思えます。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 昨年までのB級グルメ開発と若干は関係があるようですが、今私が聞く限りでは事業の看板をつけかえただけで、同じような内容の事業をもう一度やろうとしているようにしか思えません。

また、別な事業を展開するのだとすれば、昨年までの養老町のB級グルメ開発は一体何だったのかということになります。この点について、どのように考えているのかお答えください。

もう一つ、養老町商工会青年部において「養老町グルメマップ」というものがつくられています。こちらのこういうものですが、町内外より大変好評をいただいていると聞いております。今回取り上げた養老のグルメ開発事業ですが、同じような似た事業を町と商工会青年部とで並行してやるのも無駄だと思えます。

ここで提案ですが、どうでしょう。いつそのこと、先ほど説明いただいたような事業ではなく、既に似た事業を展開している商工会青年部の事業に対して町が支援・協力することで、よりよい養老町の食を町内外、また二〇一七年の養老改元一三〇〇年に向けて全国へ発信していく、そのような形での考えはありませんか。

二つについてお答えください。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず一点目の事業でございますけれども、

本来、B級グルメグランプリと具体的に関連ということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、養老町の食を町内外に発信をするという意味においては、私は同じだというふうと考えておるところでございます。

昨年の反省点の一つとして、先ほども申し上げましたが、グランプリに輝いた食がなかなか発信されないということもございませぬ。ですから、ことしは各店舗さんにも入っていただいて、今回順位はつけませんが、こういった食材があると、この店へ行けばこの食材は食べられますといった意味において、ことしの場合には町外からお越しになっても、内外ですけれども、お越しになっても、いつでもそのものが食べられるというようなことで進めるわけでございますので、やはり食というのはその地域の文化でございますから、養老らしい、また独創的な食が出てくることを期待して、ことしもプレイベントとして、そういった事業を展開させていただきたいというふうに考えます。

次に、商工会青年部が実施するグルメマップ事業ということでございますけれども、これは現在は町も支援・補助をさせていただいてつくっていただいたマップでございます。大変好評であるということも聞き及んでいるわけでございます。ですから、ばらばらでするのではなくて、商工会青年部のグルメマップも、また私どもが行う事業も同じように協力をし合いながら、やはり進めていきたいというふうに思っております。

養老町のグルメを直接見て食べていただくきっかけづくりの大会でございますので、さらにその方々の口コミによるPR効果というところで、マップでそれぞれの方が来ていただくのではなく、一カ所で開いた上において、たくさんの方が来て、その思いを共

有していただくということに意味があるのかというふうに思いますが、ぜひとも協力をしながら、この事業を成功させたいと。今後も地元食材を生かした名物、土産物の開発や販売戦略について、よい施策を実施していきたいと考えておりますので、地域経済のかなめであります養老町商工会の皆さんとはもちろんではございますが、関係団体各位においても、今大会にはぜひとも御理解、御協力を願いたいと考えておるところでございます。以上でございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） イベント開催による養老町への集客活動が重要である。これはとてもよくわかりますし、多くの人に養老町に来てもらうというのは、一三〇〇年祭を町発展のきっかけとするためにも、今後、より一層取り組まなければならぬ課題です。多額のお金のかかるイベントを一過性の打ち上げ花火に終わらせないためにも、継続した活動が必要となります。

最後にお聞きします。先ほど町長がおっしゃっていたように、B級グルメグランプリメニューがその後町内で普及しているという話をほとんど聞きませんし、そのために町が何か働きかけや活動をしているという話もほとんど聞きません。

今回、新たに始める養老町のグルメ開発のイベントにおいては、養老町へ継続的に集客し続けるために、イベントが終わった後にどのような取り組みをしていくつもりであるのか、お答えください。最後は、担当課長にお聞きしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 山中商工観光課長、答弁。

○産業建設部商工観光課長（山中秀樹君） 岩永議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、昨年開催いたしましたB級グルメグランプリ大会につきましては、開催日当日の養老公園の観光客入り込み数は約二万三千五百人と、多くの集客がありました。大変盛況であったと思っております。

大会後には、グランプリをとられた店舗よりレシピをいただきました。そして、そのレシピを持って、職員が町内の飲食店にメニュー化をお願いに回りました。しかしながら、結果的に受け入れていただけましたのはわずか一店舗でございました。十分な普及ができなかったことは事実でございます。

今大会開催に当たりましては、それを十分踏まえまして実施していきたくと考えておりますが、先ほど町長の答弁にもございましたように、今大会の企画等につきましては実行委員会を立ち上げます。そして、その中で協議していただくことを考えておりますが、その中で、出店メニューのその後の普及方法等につきましても、御意見を伺いながらやっていきたくと考えております。

ちなみに、私どもでは、その普及方法の一つといたしまして、これは事務局の腹案でございますが、出店店舗の紹介用のマップといえますか、リーフレットみたいなものをつくりまして、大会当日に来訪者にお渡ししてお店の案内をします。あるいは出店された店舗には、その後、例えば他の市町村等のイベントから出店依頼がございましたときには、そこに出ていただいで食材を提供していただくというような協力を依頼していききたいなど、そんなことも考えておりますが、もちろんほかにもいろいろなPR方法はあると思いますが、これも実行委員会において御協議いただきながら、養老町のグルメをいろんな形で町内外、あるいは県外等にも発信していきたく、そんなふうに考えております。以上です。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） それでは、二問目の質問に入らせていただきます。

養老町の人口増加に向けてであります。

午前中に三田議員のほうから同様の質問がありましたので、私のほうからは、なるべく簡潔に、重複する部分もあるかと思いますが、質問させていただきます。

本年五月に日本創成会議により、二〇四〇年時点における人口動態、自治体における、中でも子供を産むとされる二十代から三十代の若い女性の減少率が発表されました。これに伴い、将来の消滅可能性都市の一覧が発表されています。

日本創成会議とは、簡単に紹介しますと、東日本大震災からの復興を契機に、二〇一一年五月、新しい国づくりを提言することを目的に有識者らにより構成された組織です。メディアにも多く取り上げられたので御存じの方が多いと思います。

この日本創成会議により発表された消滅可能性都市の中に、残念ながら我が養老町も掲載されてしまいました。岐阜県内では、下呂市に続いて十一番目に危険な自治体とされています。

日本創成会議による最もネガティブな試算では、二〇四〇年に養老町の人口は約二万人、子供を産む世代の女性に関しては、現在の半分以下になります。若い女性が相対的に半減し、子供が生まれてこなくなれば、養老町は自然消滅していくことになり、事態は一刻の猶予もない状況になりつつあり、手をこまねいていては取り返しがつかないことになるのは明らかです。

お聞きます。養老町第五次総合計画絆プランでは、人口政策として六つの提案がなされていますが、今回、衝撃的とも言える現実を突きつけられたわけですが、この絆プランよりももう一歩

も二歩も踏み込んだ人口政策があれば御提示ください。

また、今回、特に若い女性の減少率を基準として消滅可能性都市として指摘されたわけですが、町長就任から、ことしの十二月で四年が経過しようとする現在において、この子育て世代を維持・増加させるための支援政策がほとんど前進していないように見えるのですが、これはなぜですか。

以上二点について、お答え願います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の御質問にお答えをさせていただきます。

人口減少、確かに大変衝撃的な事実ではございますが、自然減というものは、このまま行けばやむを得ないところがございまして、しかし、それは三田議員の御質問にもお答えをいたしましたけれども、手をこまねいているわけにはいかないとということでございます。

まず絆プランに掲げております四つの人口政策というものでございませけれども、一つには、暮らしの環境整備を重点に、特に子育て世代の負担を軽減し、定住したくなるような支援、若者層の定住環境、高齢者が安心して暮らすことができる環境を着実に改善・整備する。二つ目には、農業・商工業・観光関連業の振興、特に地域企業の育成、支援への取り組みを推進し、着実に雇用・就労の創出を積み重ねる。三つ目には、広域幹線、交通網のさらなる整備・促進、公共交通機関の確保などにより、周辺地域や中核都市部などへの通勤・就労環境を整えるとともに、通学や医療、買い物などの広域的な相互依存、それから周辺地域と連携した生活充足機能を整備する。四つ目は、東海環状自動車道の波及効果などを生かす新たな企業や事業所などの誘致、市街地の再整備などによる町なか居住を推進し、新たな雇用・就労場の創出と住

宅・宅地供給を促進する。五つ目には、養老からの幅広い情報発信を強化しながら、団塊の世代などのふるさと回帰による定住を促進する環境を整備する。また、多様な地域資源を生かし、観光振興と交流を促進しながら、田園地域への移住希望者、いわゆるこだわりの志向の人たち、豊かなセカンドライフを求める人たちなどの受け入れ環境を整え、新定住者を拡大する。最後の六つ目が、地域課題に対応する地域内発型の仕事おこしを促進し、団塊の世代などの退職後の就労、高齢者や女性の就労を促進すると、この六つでございます。

人口政策について、各市町さまざまな施策を出しておりますけれども、この六つの中に全て集約をされているというふうに考えるわけでございます。

現在行っております一三〇〇年祭事業においても、やはり町の活性化、何度も申し上げますけれども、魅力を高めるということと、養老町の歴史を内外に発信することも強くうたっております。また、東海環状、それからスマートインターの設置も進んでおります。こういったものを住民が一体となって、本気度を持って取り組んでいくということが、この町の魅力を高め、人口の流入にかかってくるというふうには考えているところでございます。さまざまな政策を、これといった決定的な政策があるかと言えませんが、ないというのが実情だと私は思います。やはり複合的、総合的にこういったものを住民の皆様方とともに発信をしていくことによつて、養老町の魅力を高めていくということ以外にないと考えているところでございます。

今年度、町第五次総合計画基本計画の中間見直しを行うところでございます。特に少子化に伴う町の人口減少に対する施策についても、危機感を持って取り組む時期に来ていることから、この

取り組みを施策の柱と位置づけて、移住・定住・交流人口の拡大、婚活支援、子育て世代の確保とあらゆる観点から人口減少の抑制・増加に向けて全町的に見直しを進めてまいりたいと考えてございます。

それから、二点目の子育て支援策が進んでいない理由というところでございますけれども、子育て支援策につきましては、議員も御存じかと思いますが、養老町次世代育成支援後期行動計画というものが平成二十二年から二十六年までと定めて、百五十六項目、この中にあるわけでございます。これが二十二年三月に策定をしたものでございます。

これまでの進捗状況といたしまして、主に新規事業の二十一項目のうち十八項目、内容的にはさまざまございますけれども、乳幼児の家庭全戸訪問であったり、食育計画の策定、ヒブワクチンの接種助成、発達障害者支援体制の整備、それから緊急子どもサポートぎふのPR、これは病児病後児預かりというようなものがございますけれども、こういった政策の中で、二十一項目中十八項目は実施済みということで、八六%が実施済みであるということでございます。その中で、重点施策として掲げました子育て支援センターの増設につきましては、平成二十八年度に建設を予定しております養北保育園に併設をしまいたいと考えております。

未実施三項目の中で、特に幼保一元化の推進、総合施設の検討並びに他の項目であります園舎の耐震化につきましては、平成二十一年九月、平成二十四年十二月の政権交代や総合こども園法の廃案により耐震化等建設費補助への期待が裏切られるとともに、制度改正の大幅なおくれと変更が余儀なくされて、制度が確定するまで国の動向を見守ることしかなく、新たな支援策を実施する

ことができなかつたことが、この三つの事業が実施されなかつた要因でございます。

また、そのほかの進捗状況からも新たな課題が見えてまいりました。具体的には、幼保一元化、保護者の勤務形態の多様化に伴う休日保育、それからファミリーサポートセンターの検討等が実施計画策定に向けて実施され、アンケート調査からもニーズがあり、新規事業として取り組んでいく必要があると判断されましたが、未実施のままであるのが現状でございます。今後は、これらの課題に向け、子ども・子育て関連三法のもとに、昨年度条例化し立ち上げた子ども・子育て会議の中で十分議論しながら、真に必要な子ども・子育て支援策を実施していきたいと考えております。

三田議員の質問の中でもお答えしましたけれども、全国の実施状況では、地方公共団体が参加して設立された一般財団法人地域活性化センターが平成二十五年三月に策定しました若者定住促進施策の現状と課題という、先ほどこちよつと表紙だけお見せしましたけれども、全国市町村が実施されている支援策が分野ごとに分かれておりますが、同様の施策を新たに導入する自治体もあれば、また廃止する自治体もあります。施策が単一のものでなく、やはり複合的かつ多岐にわたることから、その効果について立証が難しいと言わざるを得ません。

現在、他の市町村で実施されているさまざまな支援策が、人口増加に向けて本当に効果があるのか、また何か特効薬となるものを見きわめ、実施可能な事業から施策に反映してまいりたいと考えております。

ただ一つ、現在、検討しております施策の具体的な一例を挙げますと、今回、子ども・子育て支援ニーズ調査で浮かび上がって

まいりました保育料の軽減についてでございますけれども、現在は就学前の児童を対象として二人目は半額、三人目以降が無料、いわゆる三人ともが就学していないということが条件になってくるわけでございますけれども、その対象を子ども・子育て支援法では、子供の定義であるのは十八歳未満と拡大しております。ですから、第一子が小学校に入っても、二子目、三子目というような施策を実施できないかということを検討しているところでございますけれども、全体の三分の一に当たる五千万円ほどの予算収入減になるということでございます。新たな財源を確保する必要に迫られますけれども、新しいアイデアに基づくさまざまな施策を実施していくためには、やはり新たな財源の発掘、既存事業の廃止、見直しというのが当然必要不可欠となっておりますので、議員各位の御提言もいただきながら進めてまいりたいと思っております。よろしく御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 大変苦しい社会情勢の中で、今までどおりの計画を実施していただくだけではとても追いつかない状況の中、絆プランの見直し等もあるということで、なおかつ新しい具体的な政策もあるという回答のように感じました。そういうことであれば、一日も早く効果的に実行していただき、人口減、人口流出に歯止めをかけていただきたいと思っております。

ここで、私から一つ提案があります。

昨年、養老町子ども・子育て会議が条例により設置されたことですし、人口問題対策課や子育て支援課のような統一した専門の窓口をつくることで、人口減少問題に対して強い取り組みができ

る体制を築くことができるのではないかと考えます。この点について、実現の可否について御回答を願います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 来年、平成二十七年年度から新たな子ども・子育て支援制度がスタートしまして、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する観点からも、教育、それから現在は幼稚園以上は教育委員会、それから保育は福祉部門というところで健康福祉課に属しているわけでございますけれども、この二つを一体化することが不可欠であると、そういった認識を抱いておりますので、所要の行政機構改革をしまいたいと考えております。以上でございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 統一の窓口をつくる、実現に向けて進めていただけるという大変前向きな回答をいただくことができました。これedyouやく一歩目という感じがします。

これからの人口減少問題は、人という限られた財産を多くの自治体が奪い合う社会になっていくのではないかと考えます。こういった社会情勢を迎えていく中で、自治体は自己満足型のまちづくりではなく、総合的に見て誰もが住みたくなるまち、定住者がふえるまちをつくり上げていかなければなりません。このことを申し述べて、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、一番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は二時四十分といたします。

（午後二時二十三分 休憩）

（午後二時 四十分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開いたします。

十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき、二点で一般質問を行います。

一件目は、消防団活動について伺います。

質問の中には、平成二十六年年度の新年度予算を委員会付託で審査した内容も踏まえますので、提言も含め質問いたします。

総務省消防庁は、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えて、各地の消防団員を確保するため、団員に報酬を支払っていない消防団を公表する方針を固め、本年四月一日時点での報酬額を調査し、待遇改善を促すことで団員数の減少傾向に歯止めをかけたいとされています。

消防団の報酬は、市町村が条例で定めて支給しますが、国は団員一人当たり年額三万六千五百円の報酬を支払うことを前提に、地方交付税を措置しています。しかし、実際の支給額は全国平均で二万五千六十四円にとどまっています。昨年四月一日時点での約三十の自治体が報酬を支払っていませんでした。昨年十二月には、団員の待遇改善を国と自治体に義務づけた新しい法、地域防災力の充実強化に関する法律が成立いたしました。

消防庁は、入団促進に向けた取り組みや、早期の待遇改善を市町村に働きかけるよう都道府県に要請し、報酬を必ず支払うことや報酬額の引き上げを求めています。

そこで、次の四点で伺います。

一、当町の条例などに基づく団員報酬及び費用弁償、退職奨励金、団長交際費、団幹部個人所有携帯電話への支給額や支払い方

法についてお尋ねをします。

二点目は、東日本大震災において、二百五十四人の消防団員が犠牲になったことを教訓に、消防団活動の安全対策の強化が求められています。津波の遡上による被害が想定される六百五十八市町村のうち、津波被害時の消防団活動の安全管理について定めたマニュアルが策定済みの自治体は全体の二割にとどまっていたり、全国二万七千基の水門や陸開ゲートのうち、自動化済みのものは千四百二十九基にすぎず、比較的規模の大きな水門七千八十七基について、自動化や遠隔操作化の期限を決めた計画がないことも明らかになりました。

当町の災害時に想定される安全対策の施策や、安全管理を定めたマニュアルの策定はどうなっているのでしょうか。

三、各分団における消防ホースや筒先などの買いかえが生じたときは、地元負担で対応しているのが現状ですが、本来なら消防署の備品として全額公費で対応されるべきではないでしょうか。近隣市町の実態も踏まえ、明確な答弁を求めるものです。

四点目は、提言として質問をいたします。

当町の消防操法大会の表彰は、ポンプ車操法においては一位、二位、三位、小型ポンプ操法においては優勝、準優勝、三位、四位、五位、六位、七位と規定されております。団員のモチベーションを向上させるため、各担当箇所個人表彰を取り入れるお考えはありませんか。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問にお答えをいたします。

団員への報酬支給の方法等でございますけれども、現在、本町の消防団員の報酬については、国の地方交付税の単位費用策定基準額に比べ同額またはそれ以上となっておりますので、報酬の見

直し等は考えておりませんが、今後、他市町の動向を踏まえ、見直しが必要となれば検討をしたいと思っております。

消防団員報酬及び費用弁償の支給については、養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例により、消防団員の委任状に基づき、団長、分団長及びラッパ長が一括して代理受理をしており、各分団長より団員に配分しております。

退職報償金については、養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例により、退職消防団員の個人口座を事前に把握し、振り込んでおります。

団長交際費の支給については、養老町消防団長交際費の支出基準に関する要綱により支出をしており、主に弔慰・葬儀等における香典、供花等に係る経費であります。団員の死去と想定外の費用の発生のため、現金で支出をいたしました。

団幹部個人所有携帯電話への負担金の支給については、養老町団幹部の個人所有する携帯電話に係る負担金交付要綱により支給することになっておりますが、本人からの辞退の申し出がありましたので、現在は支給をしておりません。

消防団は、地域における消防防災のかなめとして、地域に密着し、住民の安心と安全を守る重要な役割を担っており、現在、養老町においては充足率一〇〇%と高い値を保っておりますが、今後さらなる充実と維持を図っていくことが重要でございます。

各消防団員の報酬及び費用弁償が団長、各分団長、ラッパ長を経由し、委任状により一括代理受理している現在の状況は、法的には何ら問題はないと弁護士から伺っております。しかしながら、新規の消防団員にとっては、町からの報酬及び費用弁償の流れが見えにくく、誤解や団員の士気低下につながる心配もございます。町といたしましても、報酬等はその性格上、本人に直接支払われ

るべきものと考えておりますので、現在、早期にその実施ができるように、消防団幹部等の関係者とともに協議を重ねているところでございます。

二点目の安全マニュアルということでございますが、消防団員の活動については、養老町地域防災計画、養老町消防計画、養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例で規定されており、その中で活動をしております。本年度は、全団員にライフジャケットを新調し配付しており、安全対策の強化を図っております。

しかしながら、東日本大震災で多くの消防団員が殉職されたことを受け、岐阜県では平成二十六年四月十四日付の通達で、消防団員の命を守る取り組みとして消防団員の安全管理マニュアルのモデルを検討中であり、岐阜県の消防団員の安全管理マニュアルが完成後、養老町の実情に合わせたマニュアルを作成したいと考えております。

なお、策定後は、全消防団員に安全対策を周知するために、説明会などを実施し、安全対策の強化を図ってまいります。

三点目でございますが、消防ホース等が地元の負担ということでございますけれども、消防ホースの配備につきましては、住民の安心・安全を守るため、火災等の災害に対し配備しているものであり、操法大会等で使用する特殊なホースの配備は行っておりません。また、ホースの水漏れ等における修理については、町がその代金を全額支払っております。また、消防ホース、筒先の買いかえについては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプの更新時に同時購入し、全て公費で賄っております。消防ホースについては、経年劣化があるため、消防団の年次計画の中で、平成二十三年度には消防ポンプ自動車配備部の九部に二十七本（各部三本）、

平成二十四年度には小型動力ポンプ配備部十五部に三十本（各部二本）、平成二十五年度には小型動力ポンプ配備部九部に十八本（各部二本）を配備いたしました。

地域で管理されている消火栓ホース、議員がお尋ねなのはこの件かとは思いますが、地域は地域で守るとの自助・共助の理念に基づき、各地域で整備をしていただき、その購入に際し、町からは消防施設整備補助金を地域へ交付しているのが現状でございます。

この一覧表によりますと、新規購入の場合、消防ホースについては基準額三万円で二分の一という補助をさせていただいております。

なお、近隣の市町の状況を見ますと、消防団の消防ホース、筒先等は、本町も含めて全てが非常備消防費、いわゆる公費で賄われております。また、地元の消火栓ホース等については、大垣市、海津市は養老町と同じように補助金交付制度を設けて、行政が地域を支援しております。また、垂井町、関ヶ原町は、予算の範囲内ではあります。また、公費で必要な備品を購入し、地域に支給しております。

四番目の個人表彰についてということでございますが、個人表彰につきましては、岐阜県消防操法大会では二年前より、近隣の大垣市、海津市、揖斐郡では以前より個人表彰を実施しており、消防団の意見もお聞きしながら前向きに検討をさせていただきます。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいまの答弁で、委任状をとり、各分団長、ラッパ長が各団員に配付しているということですが、

も、それに対して弁護士は法的に問題はないということですが、この法的というのは労働基準法の何条で問題がないと言っておられるのか、確認したいと思います。

それから、国の地方交付税措置と三万六千五百円は同額ですが、今年度においては地方交付税の概算ですね、この基準に基づく、その金額についてお尋ねしたいと思います。

それから斎苑公金横領事件を受けて、町は公金の取り扱いに関し、平成二十六年三月十二日、公金等管理適正化検討委員会を副町長をトップに十一名の職員で構成しましたが、この中で、消防団には年額約二千二百万円の団員報酬及び費用弁償が支払われているわけですけれども、こういう委任状をとっているという現実の中で、この分野での議論はなかったのでしょうか。副町長は、消防長の職務も経験されているわけですが、答弁を副町長に求めたいと思います。

それから、国が消防団への報酬支払いを義務づけることと、当町が報酬や費用弁償を団員一人一人に振り込まず、団長、分団長、ラッパ長に一括代理受理することの矛盾は私は否めないと思っております。委任状はどのような内容なのでしょう。

労働基準法二十四条は、賃金は直接労働者にその全額を支払わなければならないとありますが、先ほど弁護士が法的には問題がないということをお尋ねしていますが、先ほど弁護士が法的には問題がないということをお尋ねしたいと思っております。

ただし、団員の中に国家公務員がいる場合は委任状が必要というふうには承知しているわけですが、もし、これまでこういう国家公務員が団員の中にいた場合の報酬の支払いについて、どういふふうに対応されたのか、お尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 第一点目の委任状の法的な根拠ということ

でございますけれども、労働基準法に定めておるのは賃金ということで、生活の糧ということで本人に直接という、消防団員の場合は報酬でございますので、そういった意味で問題ないのではないかとこのように考えておるところでございます。

申しわけございませんが、ちょっと二番目の再質問が、少し私は聞き逃しましたので、またひとつお願いしたいと思います。

それから、委任状の内容等につきましては、申しわけございませんが、消防長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 堀田消防長、答弁。

○消防長（堀田明男君） 水谷議員の御質問の委任状の内容ということでございますので、回答させていただきます。

委任状の内容でございますけど、分団名、部名、階級、署名押印した委任状を全団員から提出していただいております。

内容でございますけど、平成二十六年中に養老町から支給される消防団員報酬及び費用弁償の受領を分団長に委任しますという内容でいただいております。

それと、毎年実施しております新入団講習会等におきまして、新しく入られた消防団員の皆様に、消防団員の処遇ということで、そのことも触れさせていただいております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 西脇副町長、答弁。

○副町長（西脇正博君） 水谷議員の御質問に御回答を申し上げたいと思っております。

養老町公金等管理適正化検討委員会設置要綱に基づきまして、養老町の公金につきまして適正化検討委員会を開かせていただきました。その委員長が私、副町長でございますので、そのときのチェックの内容等についてもお話をさせていただきますと思います。

す。

この設置要綱の中には、公金等の管理について現状把握を行って、チェック体制の強化を行うというふうになっておるわけでございます。それぞれ公金がいっぱいあるわけでございますけれども、それぞれの公金がどういう流れになっておるかということも、それぞれ各課のほうから個別に出していただいて、問題はないかということでもチェックをさせていただいたというのが一連の流れでございます。当然、そういう流れに問題があれば改善をするようにということでも、各課のほうに通達を出して改善を図っておるということでございます。

御指摘の、いわゆる消防団報酬、団員の報酬等についてということでございますけれども、先ほどもお話がありましたように、委任状をとってという形になっておるわけでございます。町長も答弁いたしましたように、法的には何ら問題がないということでございますので、問題がないという形で済んでおることでございます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 水谷議員にお尋ねします。

町長の答弁漏れについて。

○十三番（水谷久美子君） 地方交付税の概算金額です。

○議長（松永民夫君） 堀田消防長、答弁。

○消防長（堀田明男君） ただいま御質問いただきました消防団員報酬等の地方交付税の算入額ということでございますが、概算で六百六十三万五千円と考えております。あくまでも概算でございます。一人当たりしますと、四百人の団員でございますので、一万六千五百八十七円ということになると考えられます。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 私は、委任状が法的に云々というふうには言っていないわけです。私たちも、議員報酬という形で毎月支払われます。私たちの報酬が一括議長に渡されて、決められた日に、議長の都合で、その報酬が渡らないということだと私たちは怒ります。当然一カ月の報酬対価として、決められたときに、この労働基準法の第二十四条に基づくような形が履行されていないわけですので、報酬の中には賃金も、賃金の中には報酬も十分含まれるというふうに解釈しております。したがって、今、行われている一括で各分団長及び消防長などに委任状で配付するということは、やはり改めなければいけない課題であります。幸いにして、消防長のほうから、そういう方向に行くように検討しているというふうなことでありますけれども、もうぜひ早急に今度の支給日から徹底していただきたいというふうに思っております。

近隣でも、また全国的にも、非常に団幹部のこういうお金に対する不祥事が報道されています。せっかく消防団、厳しい訓練の中で町民の安心・安全を守ると、そういう任務に燃えていても、一つこういうことをすると町民の不信感が非常に広がりますし、非常に残念です。その原因を探っていくと、どうもこういう報酬の支払われ方、費用弁償の支払われ方、地域において消防協力費というのが消防団に渡されるわけですけども、そういう会計の不明朗な使い方というのがこういうことに発展してくるのではないかなというふうに考えます。

そこで最後の質問ですけども、分団長会議で個人表彰を検討するということですけども、私ごとで大変恐縮ですが、娘の連れ合いがことし関市で初めて消防団に入りまして、一番員で操法

大会に出ました。スピードは断トツだったんですが、凡ミスがいっぱいあって個人表彰にはつながらなかったというふうな話をしました。けれども、非常にこういう表彰があるとモチベーションが上がるとともに士気が高まり、正確な技術の向上につながっているというふうに申しました。ぜひ第四十回の来年度の操法大会から取り入れていただきたいと希望するものですが、再度この点について伺いたいと思います。

それから、先ほど曖昧に再質問でしてしまいましたけれども、団員の個人口座というのは、退職報償金は団員一人一人に振り込まれるわけですから、当然四百人の消防団員の口座は会計課で把握しておられるというふうに思います。いつからそういう方向で実施するのか。もし引き延ばすようなことがあれば、その理由は何なのか、確認させていただきたいと思います。

次に、総務民生委員会で養老町の消防団は団員の定数をずうっと確保しているの、国に認めていただけるような方向でアクションを起こしたいというふうに消防長が答弁をされました。その後の経過と結果について伺いたいと思います。

これでこの質問を終わらなければなりませんけれども、教育長にお知らせしたいことがあります。

消防団への入団がきっかけとなり、高校や大学を卒業後、就職先で適応できず、長い間、いわゆるひきこもりの状態だった二十代、三十代の団員が団活動により社会復帰できたとか、できつつあるとの事例が、ここ数年、養老町の分団で見られております。あえてこのことを申し上げさせていただきました。

そう若者たちですけれども、団幹部は厳しいけれども、消防団活動は楽しいと言って、皆出席のようでございます。行政主導で改善しなければならぬこと、また団の創意や工夫が反映されて

総意もって決めていくこと、消防団も時代に合った消防行政をさらに発展させていきたいと思っております。

三点での再質問の答弁を願います。

○議長（松永民夫君） 水谷議員にお尋ねしますが、最後の教育長に対する答弁は要りませんね。

○十三番（水谷久美子君） はい、要りません。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず各個人表彰についてでございます。

これは、検討をしていたところというところもございます。やはり士気が上がりモチベーションが高まるということで、早急に関係者等と協議を重ね、できれば来年度にも実施できるようにしていきたいというふうに考えております。

それから支払いの件についてでございますけれども、新聞紙上等で消防の不祥事等が報じられておる、いわゆる不信を招くようなことにならないように、早急に幹部と話し合いを持って、次年度あたりからそういうふうな形になればと思いますが、まずは協議を重ねたいというふうに考えております。

三番については、消防長のほうで答弁をさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 堀田消防長、答弁。

○消防長（堀田明男君） 水谷議員から、先ほど三月のときにお話をいただきました養老町消防団にとりましては四百名の定員であって、四百人を維持しておるということで、県のほうにアクションを起こして何か表彰でもというようなことを賜りました件でございますけど、これにつきましては早速県のほうに電話させていただいて一応申し込みはしているんですけど、こうですよという結果はいただいております。

あと、消防本部といたしましては、消防団の関係では、消防団

協力事業所表彰というのを制定いたしましたして、町内の事業所の方に消防団の推進を図っていただくようお願いに上がっております。

あと、県のほうでも、「ありがとうね！消防団水防団応援事業所制度」というのがこの四月から開始されております。そちらのほうにも、養老町といたしましても情報提供等をいたしまして、消防団の改善・改遇のほうに努力させていただいておるのが現状でございます。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 次いで、商店リニューアル助成補助の施策について伺います。

まず最初に、平成二十三年度より町単独事業として二カ年の事業で始めた住宅リフォーム助成制度ですけれども、初年度は当初予算でおおむね百件を対象に一千万円を計上して展開されました。しかし、制度から七カ月たった十月末で百三十件の申請があり、平成二十三年九月議会で一千万円の補正が生まれ、継続事業として、ことしで施策から四年目を迎えています。循環型地域経済を振興させるこの施策の各年度における実績と経済効果について、どう評価しているのか、伺います。

また、この事業の今後の方向性について、どう検討されているのか、伺います。

二点目は、住宅リフォーム助成制度を住宅版とするなら、商店版リフォーム助成も大変意義ある施策と考えるものです。商業の活性化を目的に商売を営んでいる人、これから営業を始めようと考えている人に対して、町内の施工業者、販売業者を利用し、店舗の改装や備品購入した場合に補助をする施策です。一三〇〇年

祭のおもてなし事業としても、商店リニューアル助成の創設を求めるものです。

まず最初に伺いたいのは、住宅版リフォームを取り組むに当たり、担当課が町商工会会員名簿から、建築、建具、左官、板金、電気、水道、ガス、装飾、金型、畳、瓦など、住宅関連業者にアンケートをとられました。

回収率は、残念ながら四十社の三〇%とのことでしたが、このような地道な調査が歓迎される施策に発展していったものだと私は考えるものです。

そこで、商業の振興策を検討するため、業種や地域全体の声が反映されるよう、職員の訪問による聞き取り調査やアンケートを実施し、商店街の生の声をつかむべきと考えます。一軒一軒訪問することで、経営上最も問題視している要因、補助金を利用し改装したい箇所、あるいは補助制度があっても利用しない理由を聞き取り調査するものです。

予想される回答としては、「後継者がいない」「売り上げが落ちている」「いつ廃業するかを考えている」などが上げられますが、店が古くてしようがないとの回答が多く寄せられれば、その商店主の方々に補助を出せば、店は続けていただけるといふふうに思うものです。

二点目は、商店や商店街は商品やサービスの提供だけにとどまらず、地域のコミュニティー文化、あるいは子供たちの成長や治安を守るといふ役割も担っております。この制度は、改修工事や物品納入業者はもちろん、制度利用により事業主の意欲を引き出す事業と考えますが、町長の見解を求めます。

最後に、冒頭でも申し上げましたが、改元一三〇〇年祭のおもてなし事業としての一環や、福祉の町宣言にふさわしい商店のバ

リアフリー化を進めるためにも意義ある施策と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず養老町の住宅リフォーム促進事業について、お答えをさせていただきます。

この事業は、住宅リフォームを行った場合に、経費の一部を補助するのですが、緊急経済対策の一環として、施工は町内業者を利用することとし、また、補助は養老町商工会の発行する地域商品券とすることにより、地域経済の活性化を図ることを目的としております。

事業開始当初の平成二十三年度におきましては、申請件数百九十一件、補助交付額一千七百六十六万二千元、総工事費三億一千三百三十二万一千円となっております。平成二十四年度におきましては、申請件数百十件、補助金交付額一千万円、総工事費一億五千八十九万一千円となっております。平成二十五年度におきましては、申請件数は百十件、補助金交付額一千万円、総工事費一億八千五百五十四万円となっております。また、今年度においては、五月末で、既に五十件の申請があり、補助金交付額四百六十四万三千元、総工事費六千六百一十一万一千円となっております。平成二十五年度までの三年間の補助金交付総額は三千七百六十六万二千元であり、この補助は、商工会の地域商品券で交付しておりますので、総工事費との合計六億八千五百四十一万四千円が町内にて消費還元されたと考えております。

なお、昨年の申請者を対象にアンケートを行っておりますが、その中には、この制度があることで、町外業者から町内業者に発注を変更された方や事業費を増額された方もありましたが、この制度があるからリフォームをされた方は、わずか四・四％という

結果が出ております。

また、一方で個人の資産形成に税金を投入することは、公平性や公益性の点で賛否両論がありますので、今年度もアンケート等を実施することにより町民のニーズ等を把握して、今後の事業の方向性について検討していきたいと考えております。

次に、商店リニューアル助成補助についてでございます。

これまで、商店街組合などが行う整備事業等の補助金はありましたが、個別の商店に対する助成事業は珍しく、議員がお話の群馬県高崎市で実施されている「まちなか商店リニューアル助成事業」は店舗改装や備品購入費用に対して補助するものであり、また、その施工や販売業者は地元業者を利用することとされております。

高崎市では、昨年度に期限を三カ年と決めてスタートされており、店舗等の改装については二十万円以上の工事費が対象となり、店舗等で使用する備品購入費については一品目一万円以上のもので、合計十万円以上の購入費用が対象となります。補助率は二分の一で、百万円を上限とし、一店舗一回限りとされており、住宅リフォーム助成制度の商店版事業であると言えます。

そこで、まず一番目の商業の振興策を検討するためには、商店街の生の声をつかむべきではとの御質問でございますが、このリニューアル事業にかかわらず、町においては特に住民の方々に直接影響があるような事業を進める上では、アンケート調査や、事業によってはパブリックコメントを実施しており、お寄せいただいた意見を踏まえ、各事業に取り組んでいるところであります。

今回、議員が提案されておりますリニューアル事業につきましては商店等を営む事業者が対象となりますが、導入を検討するに当たっては、多くの事業者が加入されております養老町商工会に

おかれましても地域活性化に向けた取り組みを検討されていると聞いておりますので、そういった関係団体との協議は当然必要になると思いますし、またアンケート等による各商店のニーズ調査も必要になると考えますが、十分な情報が得られない場合には現地調査等も必要になるかと考えます。

次に二番目の、施工等をする業者や事業主の意欲を引き出す事業ではとの御質問でございますが、事業主には設備投資をしたことにより、さらに売り上げを伸ばす努力もされるであろうし、リニールにかかわった施工業者や販売業者も次のお客の獲得に努力されるわけですので、それぞれの方の商売に対する意欲は当然増すものと思われまます。

次に三番目の、一三〇〇年祭のおもてなしやバリアフリー化にもつながるのではとの御質問でございますが、魅力やにぎわいあるまちづくりのためには、町全体の機能、景観の向上を図ることが必要です。このため、養老公園内も含め、町内の各商店街におかれましては、個々に建物の増改築等をされるのではなく、ガイドラインとなる景観整備計画などを策定し、全体的な計画の中で増改築等を推進していくことが必要と考えます。

商店街の景観がよくなれば、当然、来訪者の印象もよくなり、おもてなしにもつながります。おもてなしを意識したリフォームをすれば、当然バリアフリー化も進むことになると思われまます。したがって、個々の店舗が思い思いの改装をされるのではなく、各商店街が全体的な景観整備計画を策定され、それに沿ったリニールを実施していただければと考えております。その助成については、今後の検討課題とさせていただきますと思っております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 国は、これまで個人住宅改修に公費を助成することを拒んできましたけれども、当面、平成二十六年から三年間の事業として、平成二十六年年度予算で制度化をいたしました。

全国建設労働組合連合の調べによりますと、昨年五月現在で六県五百五十六市町村、合計五百六十二の自治体で実施をされておるのが住宅リフォームに対する助成でございます。

住宅の改善を望む住民や、町内のさまざまな業者の仕事づくりになり、全国の自治体に急速に広がったわけです。先ほどの四・四％のこの助成があるから住宅リフォームをしたという数値ですけれども、どういふふうな出し方をしたのか伺いたいと思います。

養老町は、西濃圏域の自治体で最初に住宅リフォームの助成をいたしました。岐阜新聞は、平成二十三年十月二日の日刊で、「好評、経済効果二十一倍、岐阜養老のリフォーム助成」との見出しで報道をいたしました。私どもは、各自自治体でこの助成の質問をしましたがけれども、近隣市町では首長の歯切れが悪く、平成二十三年度は当町だけだと思っております。

しかし、その後、海津市や関ヶ原町などに広がり、今では未実施の自治体の選挙公約になっているという施策だというふうに思っております。当時は、同党の議員から、養老町は民間の町長だからできるのではないかの声や、町民から町政に対する期待が当時は聞かれました。先ほどは、今後そういうことも鑑み、いろいろと協議をしていくというふうでしたけれども、その中で、町長の方向性や検討というのが重視されるのか、それから現場の商工会や担当課長、あるいは部長、そういう声がどのように首長との相互性を図るのか、そういう点が非常に心配ですので、その点に

ついで伺いたいと思います。

商店のリニューアル助成補助ですけれども、今、一三〇〇年祭を前面に出して大橋町長は町政運営をしておられるわけですから、このおもてなしにふさわしい養老公園内のお店になっていくのでしょうか。高田商店街もぶらりと歩いていただき、養老の中心商店街を満喫していただくのにふさわしい商店街と言えるでしょうか。こういう点では、余り予算も議論もされていないのが現状です。もちろん先ほどの答弁のように、どういう商店街をつくるのかという大きな構想は、この一三〇〇年祭の決められた日の中にでは、とても結論が出ないというふうに思っております。これまでの一般質問でも、この一三〇〇年祭を全国へ、また世界にアピールして養老町を売り出すというところでいけば、やはりこの商店のリニューアル助成は「いつやるか、今でしょう」というふうなことだと私は思っておりますので、その点についてお尋ねします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 一番最初の四・四％のアンケート等の問題については、担当課長のほうで答えさせていただきます。しかし、これが四・四％であったということは、このリニューアルの補助金が四・四％でも、金額が大きな事業でございますので、かなりの経済効果があったというふうには考えるところですし、地域の商品券等を出させていたというふうには考えますので、この事業に関しては、それなりのきちんとした事業であったというふうには考えております。

それから二番目に、今後ということでございます。

私も商いをしておりますけれども、やはり商業の活性化が初めて初めて養老町の繁栄もあるというふうな考えのもと、今年度は

このリニューアルを一・五倍という形で予算づけをさせていただいたところでございます。今後も、できれば継続をしていきたい。ただし、さまざまな方々の御意見も伺おうということで、先ほどのような答弁になったわけでございます。

それから、三番目の、公園がそういう状況になっているかということ。だからこそ、私も一三〇〇年祭に向けてにぎわいの創出という中にこういった事業も取り入れていければというふうにも考えるわけでございます。やはり統一した景観の中の商店というものがある程度は、歩いていても非常に気持ちがいいと、さまざまな観光地でもそういった形で取り組まれているということでございます。

ただ、一三〇〇年に間に合うかどうかということでございますが、この構想の中は決して二〇一七年までのものではございませんので、継続をしてやっていくことにおいて、やはり百年先を見据えた養老町の商店街、また公園内の店になればというふうに考えるところでございます。以上です。

○議長（松永民夫君） 山中商工観光課長、答弁。

○産業建設部商工観光課長（山中秀樹君） 水谷議員の御質問にお答えします。

四・四％の根拠ということでございます。

このアンケートは、二十五年度に補助金を交付しました方を対象に行いました。実はアンケートの方法は、直接補助金を交付する際に行いますか、交付決定をした際にアンケート用紙をお渡ししまして、その後、補助金を受け取っていたと、要は商品券ですね。これを受け取っていたときに回収するというようなスタイルでやりましたが、実績では百十件、百十人の方が交付を受けておられます。しかし、ちよつとタイミング的なものもありま

して、実際には対象者は九十五人、この方にアンケート用紙をお渡ししました。その結果、回答をいただきましたのが六十九件、回収率七二・六％でございます。

四・四％の内訳でございますが、この設問としましては、「この助成制度はあなたが自宅のリフォームを行うきっかけになりましたか」というような内容でございました。六十九人の回答者のうち三人でございます。細かくパーセントを言いますと四・三五％、このような結果になっております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 先ほど町長が答弁の中で反映をしていただきました群馬県の高崎市の関係ですけれども、もちろん当市は一般会計が千五百二十億円、人口三十七万の中核市でございます。今年度は四億円の商店版リフォームに助成をしたということですが、これも、これは市長の循環型地域経済を振興させる商工振興予算に本気の姿勢が本当に一貫しているというふうに思うものです。

同市のまちなか商店リニューアル助成事業補助金が業者と地域に元気と明るさを与えている。制度の活用申請は七百三十件を超え、申請金額も四億円を突破。視察や問い合わせは全国二十四自治体に及び、近隣自治体に住む事業者からは、商売をするなら高崎に移りたいという声が出るほどの施策になっているということです。

個々にもいろんな事業主の方たちが、エアコンにしたとか、LEDにしたとか、いろいろなこの事業を受けてのサービスの質の向上も含めましてあるわけですが、郡部においても、この制度を利用したお店からは、お年寄りが毎日顔を出すようになって

たと、地域のコミュニティーをつくる機会になったと。クリーニング業の利用者からは、溶剤の保存が違法状態になっていたものを改善できたと、思わぬ事態から好評を得ており、このクリーニングの溶剤保存は全国的に問題になっていた理由だということふうでございます。

今回の質問の答弁を聞いていて、非常に矛盾しているなと思うことが多々ありました。

例えば、今の私の質問もそうですけれども、先ほどのグルメ関係でも、一カ所の提供で行いたい。そのグルメのお店に行くことではなくて一カ所でやりたい。それは、もう一過性のイベントの発想だと思えます。一過性のものにはしないと云いながら、内容は非常に一過性で、単発の予算措置だというふうに思うんです。お店に行つて、お店の雰囲気を感じながらグルメに舌鼓を打つと、それがロコミで広がって、いろいろと相乗効果が出るということを重ねて申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 議長より許可の許可をいただきましたので、二点質問させていただきます。

まず一点目は、認知症についてでございます。厚生労働省は、六十五歳以上の高齢者のうち認知症は一五％で、二〇一二年時点約四百六十二万人、認知症になる可能性がある軽度認知障害も約四百万人と推計されております。六十五歳以上の四人に一人が認知症予備群となる計算であることを発表しました。

町では、郡の医師会の協力のもと、認知症に対する啓発事業や講演会事業などを行ってきました。今後、認知症の有病率が上がるとされ、町としてどのような対策を行っていくのか質問させていただきます。

まず一点目、認知症の現状と人数の状況は。

二点目、見守り協定は協定しているか。見守り協定というのは、各新聞店や宅急便、また生協とか、いろんな町内への配達の方と養老町として協定をしているかということです。

三点目、売りつけ商法や投資、振り込みなどの消費者トラブルの相談は。送りつけ商法というのは、お年寄りが薬とか投資、また今一番問題になっている振り込み詐欺、先般も養老警察署から七百九十万円ほど養老町で振り込みの被害が起きているということと聞いています。そうした中、認知症の方への対応というのか、対策ということを町長のほうに質問させていただきます。以上です。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 吉田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

認知症の現状と、その人数等でございますけれども、当町の認知症高齢者は、平成二十六年四月一日現在八百八十四人で、六十五歳以上の高齢者八千二百八十二名おられますけれども、この中の一〇・七％でございます。また、介護認定者が千三百五十八人でございますので、六五・一％を占めております。これは介護認定調査の中で把握いたしておりますので、日常生活自立度判定基準のⅡaといいますが、よく見られる症状や行動例としては、たびたび道に迷うとか、金銭管理など今までできていたことにミスが目立つようになったというようなのがこの基準のⅡaになるわ

けでございますが、これ以上の方でございます。

認知症高齢者は年々増加の一途をたどっており、この方々以外にも認知症の疑いがある、いわゆる隠れ認知症の方が多数見えるものと推測され、全国では六十五歳以上の高齢者のうち四人に一人に当たる八百六十四万人に上ると推計をされているのは議員のおっしゃるとおりでございます。

こうした中、本町においては、養老郡医師会が中心となって町内の医療・福祉・介護・行政の各分野の職種で構成する地域ケア多職種連携委員会を立ち上げまして、「認知症」をテーマとした講演会を開催して、ケア体制と連携の取り組みについて研修を重ねているところでございます。

また、町民の方に認知症について正しく理解していただくために、寸劇を交えた町民公開講座を約五百人の参加を得て、本年三月に実施をしたところでございます。

さらには、在宅で徘徊行動の見られる高齢者を介護してみえる方に対し、高齢者の早期保護と安全確保を図るための対策として、GPSを使った位置情報探索サービス助成事業を平成二十二年四月から実施し、サービスの加入料及び機器の購入費を助成しております。しかし、これは二十五年度において一名の利用でございます。

それから、見守り協定についてでございますが、見守りの必要な高齢者等の変化に対し、早期に気づき、必要な支援を行うもので、異変を察知するための最善の手法であります。現在のところ協定は締結しておりません。

議員提案のとおり、日常的に対象者と接する郵便局、日本生活協同組合連合会、新聞販売店等に協力を呼びかけていきたいと考えております。

なお、郵便局には協力依頼をいたしておりますが、昨年十月から高齢者の暮らしぶりや健康状態を確認して家族などに伝える郵便局の見守りサービスを有料で開始されているところから、現在、検討をさせていただいているところでございます。

それから、送りつけ商法等の消費トラブルの相談でございますけれども、消費トラブルの相談については、養老町では平成十九年度から消費生活相談窓口を開設し、商工観光課において消費者からの相談に随時対応しております。また、毎月第四金曜日には、山口会館において司法書士による消費生活相談や、国の消費生活相談員の巡回訪問指導も行っております。

当町での相談件数では、年々増加傾向にありますが、昨年度においては、訪問販売に関する相談が六件、通信販売に関する相談も六件、電話勧誘に関する相談が四件、その他四件の、合計二十件の相談を受けております。そのうち、送りつけ商法に関する相談は二件、投資に関する相談は一件でございます。

なお、養老町では、これまでに認知症の方にかかわった消費生活相談はありませんが、やはり高齢者の方の相談は数件ありました。

また、近年の消費者被害は、これまで被害に遭った人が再び狙われて被害に遭うという二次被害が増加傾向にあると言われております。今後も、地域の関係者と連携しながら、悪質商法による消費者被害の未然防止と拡大防止に取り組み、適正な窓口相談を行っていきたいと考えております。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 今、町長のほうから養老町の認知症についてということ、六十歳以上が八千二百人、そのうち八百八十四

人が認知症であるということ、まだまだ認知症以外の方がたくさん見えると思います。そうした中で、養老町の十分の一、一〇%ちよつとが認知症ということ、これから高齢者がだんだんふえる中、大変な時期になっております。そうした中で、先ほども言いましたように、地域の連携ということで、ネットワーク情報共同システムなどをつくっていただいて、そうした流れを皆さんで共有していくような形というのがこれからとれないかということを質問させていただきます。

それと、先ほども健康食品の送りつけの方が二件とか、投資は一件と。なるほど、養老町にもそうした人が見えるなあと。ただ、認知症じゃないということは聞いていますけれども、これから認知症の方がふえることによってはいろんな形がふえると思います。そうした消費者のトラブルを避けるために、今も毎月第四金曜日にこうしたいろんな相談を受け付けていると言いますけれども、もっともっと多くの、第一回じゃなくて違った形、僕が思うのは、できれば地域の、要は区長会というのか、各集会場でそういう相談をやってもらえる勘考はできないかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 消費トラブルというのは、認知症に限らず高齢者の方には非常に多い事例になってきょうかということでございます。現代のように少子・高齢化が進んでいく中では、当然にふえていく問題でもあろうかというふうに思っております。

その対応策ということで、それぞれの地域等のネットワークの構築というものも当然必要になってくるというふうに思います。

また、窓口相談を各地域にふやすというような御提言もございませけれども、こういった前提となるのは、やはり地域での見守

りというのが非常にこれからは大切になってくるかというふうに思っております。民生委員の方々だけの高齢者見守りでは、とても手が回るものではございません。

現在提案させていただいている町民会議の中の一つの事業として、こういったこともできないかというようなことを皆様方にも説明をさせていただいているところでございます。

けさほど質問ございましたが、住民の戸数はふえても、人口がそれ以上にはふえていないというような実情、単身世帯が非常にふえてきたと。それはすなわち高齢世帯であるということでございますので、こういった地域での見守りも考えながら、今後はさまざまな方策を探っていくというふうに考えているところでございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 先ほども言いましたけど、三月に医師会との啓発事業とか講演会、その中で町長と職員の皆さんの方の演劇を見ましたときに、本当によく勉強して、わかりやすく演劇ができたなということをうれしく思います。そうした演劇やいろんな活動を通して、町を挙げて皆さんに周知してほしいと思いますので、ぜひともよろしく願います。

○議長（松永民夫君） 本日の会議時間は、会議規則第九条第二項の規定により、あらかじめ延長をいたします。
どうぞ。

○五番（吉田太郎君） では、二番目の質問に入ります。

午前中の岩瀬議員の質問と重複する点がありますけれども、質問をさせていただきます。

町長が就任して四年というところで、養老町の町長の見解をお聞

きします。

町長が町長選挙に生まれて、その中のマネフェストとかいろんなことを見ますと、町民主導、公平・公正な行政を信条とし、町長に就任されてから約四年が過ぎようとしています。

まず町民と行政の協働のまちづくりを推進していく必要があると考えるとのことでした。

町長に質問します。町長は、会社経営をしてきました。そうした中、会社経営を生かした町民主導による公平・公正な行政はできたか、町長にお聞きします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） けさほどの岩瀬議員へのお答えにも重複するところがあるかと思いますが、御容赦いただきたいというふうに思います。

私は、町長就任当初から、真の町政は町民主導にあり、町民の皆様のために存在するものと信じて、公平・公正を信条に掲げ、本町が個性的で価値ある地域社会となるよう、多くの事業を推進してまいりました。

また、これまでの枠にとられない広い視野と、会社経営という長年の経験を生かした経営マインドと強いリーダーシップで、これからの時代にふさわしい新しい養老となるよう、スピード感を持ってまちづくりを進めてまいりましたつもりでございます。

町長就任直後には、近隣市町の中では一番早く住宅リフォーム助成制度を創設して、多くの方に御利用をいただいたところでございます。

また、平成二十三年七月には、町民視点から町行政の今の姿を見直すために、重点取り組み項目として町第五次総合計画の中に掲げている事項を主として、私が町長選挙の公約として町民の皆

さんにお約束した事柄について、総合計画よりも一步踏み込んだ形で町行政経営改革プランを策定し、財政の健全化は維持しつつ、今まで以上に積極的に行政経営改革に努めてまいりました。

そして、まず町役場の機構を町民にとって簡素でわかりやすく、またさまざまな行政課題にも的確かつ効率的に対応できるようにするため、組織・機構を見直し、部長制も導入いたしました。そして、職員には事あるごとに町民視点での発想と行動ができるよう指示するとともに、町職員一人一人の意欲や士気が高まるよう、環境整備を進めてまいりました。

このほか、町の財政は、人口減少や長引く景気の低迷などによる税収不足によって、歳出の抑制、削減をしていく必要があることから、財政の健全化に取り組み、行政経営改革プランに基づく施策・事業に優先順位をつけて取り組んでまいりました。

こうした中、将来を見据えての施策・事業として、二〇一七年（平成二十九年）に向けた養老改元一三〇〇年プロジェクトの推進と地域自治町民会議を地域の基盤とした、協働のまちづくりの二つを上げることができまます。

養老改元一三〇〇年プロジェクトにつきましては、昨年三月に二〇一七年を目標年度とする新しい養老のまちづくりビジョンとして新生養老まちづくり構想を策定いたしました。そして、現在は構想に掲げる施策・事業の実現に向け、官民共同で取り組んでおります。また、この中の取り組みの一つである養老改元一三〇〇年祭に向けては、地域住民や各種団体等と町が協働で一三〇〇年祭事業を計画、実施していくため、実行委員会を本年四月に立ち上げたところでございます。

また、地域自治町民会議につきましては、地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例を本年三月に制定し、町民会議の位

置づけと役割を明確にしたところであり、現在、町内各地域にこの取り組みを進めていただけるよう提案しているところでございます。

このように、私は、町長に就任して以来、スピード感を持ってさまざまな施策・事業に取り組んでまいりましたが、町政の課題は山積しており、まだまだ道半ばであると感じております。当初の町民主導、公平・公正については、やはり住む住民が積極的に、みずからこの町をつくり上げると、そういった意識の改革が何より大切であると思いい、今後もその方向で進んでいきたいと考えております。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 今、町長から約四年間のいろんな事業、いろんなことをやってきましたということの報告がありました。

特に一三〇〇年プロジェクト、自治町民会議という、その中でも新生まちづくりを継続してやってきたという形で、まだまだそれにはこれからも時間も要ると思いますが、町長には、今行政の現場に入って、一番今までの会社経営と、そして行政の違いをちよつとお聞きしたいと思ひます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 会社経営、社長というような立場からいまずと、トップダウンというのは非常にやりやすい面がございます。ただ、町長職といひますのは、執行の中の一指令塔という形かなというふうに考えるとござひます。これをやるからといって、すぐできるものではござひません。やはり、さまざまな規制もござひますし、また手順もあるということござひます。

しかし、一つの信念を貫くということについては、その方向に

向かっていちずに行くこと以外にない。そういう意味では、やっぱりトップは会社であつても町長であつても、それは同じだというふうに考えるところでございます。

今後、理想のまちづくりに向かって邁進をしていくということに尽きるというふうに思っております。

〔五番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 今、町長のほうから、今後も邁進していくということ、この十一月に町長選がありますけど、意気込みに対して再度お聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほど来、述べさせていただいております。私は、本町の発展と町民の皆様方の幸せを実現するために、議会の皆様や町民の皆様方の負託を受けることができれば、引き続き二期目も全力を尽くしていきたいと考えております。

岩瀬議員のときにも同じようにお答えをさせていただきましたが、初心を忘れず、町民主導、公平・公正を旨として、この町、養老町が一番であるというものを実現するために邁進をしたいというふうに考えます。そのために、職員ももう一度意識の改革をしていかなければならないと思いますし、住民の方々も一体となつて、この町、養老町のために、ともに歩んでいただかなければならないというふうに考えておるところでございます。

そういったところを一つ一つ御丁寧の説明を申し上げながら、引き続き町政のかじ取りをさせていただきたいという決意でおります。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 以上で、五番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

一般質問は全て終了しました。
日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

あす六月二十八日と明後日六月二十九日の二日間は休会にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よつて、あす六月二十八日と明後日六月二十九日の二日間は休会とすることに決定しました。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、議会最終日は六月三十日月曜日午前九時三十分より再開いたします。本日は御苦労さまでございました。

（散会時間 午後三時五十六分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十六年六月二十七日

議長 松 永 民 夫

議員 長 澤 龍 夫

議員 大 橋 三 男